

行事申込・商品についてのお問合せ

電話【組合員コールセンター】 0120-709-502
FAX・Eメール 各地区運営事務局へ

◆西地区運営事務局（高島市・大津市）

住所 〒520-0803 大津市竜が丘1-1（コープぜぜ店2階）
電話 077-511-2984 フリーダイヤル 0120-861-952
フリーFAX 0120-139-502
Eメール nishitiku.j@coop-shiga.or.jp



西地区

◆南地区運営事務局（草津市・栗東市・守山市・野洲市）

住所 〒525-0035 草津市西草津2丁目1-1（草津事務所）
電話 077-565-1835 フリーダイヤル 0120-183-599
フリーFAX 0120-439-502
Eメール minamitiku.j@coop-shiga.or.jp



南地区

◆東地区運営事務局（甲賀市・湖南市・近江八幡市・東近江市・蒲生郡）

住所 〒529-1445 東近江市五個荘清水鼻町153-6（東近江センター内）
電話 0748-48-8620 フリーダイヤル 0120-863-952
フリーFAX 0120-639-502
Eメール higashitiku.j@coop-shiga.or.jp



東地区

◆北地区運営事務局（彦根市・犬上郡・愛知郡・長浜市・米原市）

住所 〒522-0044 彦根市竹ヶ鼻町四反地224-1（彦根センター内）
電話 0749-30-3600 フリーダイヤル 0120-864-952
フリーFAX 0120-739-502
Eメール kitatiku.j@coop-shiga.or.jp



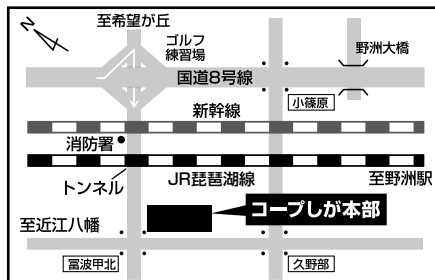
北地区

◆組織広報部（コープしが本部）

住所 〒520-2351 野洲市富波甲972
電話 077-586-4839 フリーダイヤル 0120-668-825
Eメール madoguchi@coop-shiga.or.jp



組織広報部



コープしが本部



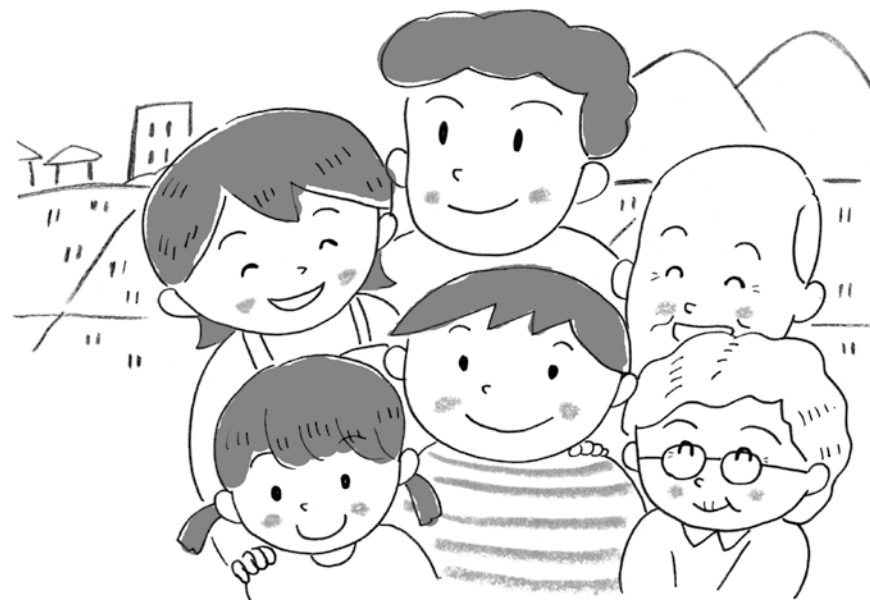
コープしが公式
Instagram



コープしが公式
LINE

ともにつくる
笑顔
あふれる未来

ぱくぱくノート



組合員活動のしおり



生活協同組合コープしが

コープしが組合員活動

検索



組合員活動ページ

委員会 年目

お名前

めざすもの

理 念

ともにつくる  あふれる未来

＜組合員活動の目的＞

「くらしを良くし、安心してくらすために」

＜組合員活動でたいせつにすること＞

- ❶ “私たちのくらし”を“5つのたいせつ”の視点で考えてみましょう。
- ❷ みんなで話し合うことを大事にしながら組合員活動を楽しみましょう。話し合いから気づき、様々な考え方を知り視野もひろがります。
- ❸ みんなの力を合わせ取り組むプロセスを大事にしましょう。わずかでも前進すること、チャレンジしたことを、みんなで認め合ひましょう。
- ❹ 活動をすすめていく中で、新しいなかまの参加がひろがることを楽しめましょう。つながり、学び、交流する場に積極的に参加しましょう。
- ❺ 活動の目的「何のために」をみんなで話し合い確認しましょう。活動の目的を中心において、想いや、願いをカタチにした企画につなげましょう。
- ❻ 地域とのつながりを大事に取り組みましょう。地域に話し合いの場をひろげると、共感する人も増え、持続できる活動へと成長できます。

目 次

インデックス	1
個人情報の取り扱い	2
生協ってなに？	8
ロッチデール物語	8
生協と運営	10
あゆみと原則	12
運営としくみ	14
組織と活動	14
機関運営と組合員活動	16
生協の運営のしくみ	18
商品とサービス	20
教育文化費	22
総代の役割	24
総代会	24
総代の豆知識	26
組合員活動	30
5つのたいせつ	30
コープ倶楽部	32
チーム活動	34
ひろば活動	38
地域委員会	44
エリア協議会	54
ふくしのなかま	56
キッチンカー	57
ささえあいサポート	58
組合員活動のおやくそく	60
広報マニュアル	62
できるコトづくり制度	66
資料編	68
マンスリー	94
2025年度スパイラルくみかつしよ。発行スケジュール	108
事故・災害発生時の対応マニュアル	109

個人情報の取り扱い ＜注意事項＞

個人情報保護法により、事業者が保持している個人情報について管理を強化し、漏洩等の問題を発生させないことが厳しく求められています。コープしが事業者としての責任を果たす立場から個人情報マネジメントシステムを確立し、個人情報保護基

本方針に沿って事業・活動を行っています。みんなが安心して活動に参加いただくためにも、個人情報の取り扱いに配慮することが求められますので、以下について注意しましょう。

(1) 個人情報が記載された参加者リストなど

個人情報に記載された申込書やリストを紛失しないように注意しましょう。必要がなくなった時点で速やかに事務局へ返却しましょう。



(2) 報告書で組合員の声を紹介したり、画像を添付するとき

企画に参加された組合員の感想を紹介する場合には、お名前の掲載の可否を確認するようにしましょう。また報告書に添付する画像については、コープしがの広報物に掲載される可能性についてお知らせし、了解をいただくようにしましょう。



(※) 組合員によるSNS等への組合員活動の掲載についてのお約束

※ソーシャル・ネットワーキング・サービス

気軽なコミュニケーションツールとして、個人によるSNSの利用が広がっています。日々の出来事を、日記代わりに、写真と共に掲載されるケースも多く、書き込まれる内容も多岐にわたります。しかし、プライバシー保護は個人に任されているという課題があります。

コープしがは、組合員活動に参加してみて、「こんなこと知った」、「参加してよかった」、「こん

なこと話題になっています」、「新しいお友達が出来た」など、活動の輪が広がるよう積極的に、SNSなどで発信いただければと思っています。そこで、トラブルが発生しないよう、掲載に当たってのお約束を決めました。

組合員活動への参加をSNSなどに掲載される場合は、以下のお約束を守っていただきたいので、お知らせします。

＜組合員活動のSNS等の掲載についてのお約束＞

- 他人の写った写真の掲載は、本人の同意のない限り、行わないで下さい。
- 悪質なモラルに反する内容や、個人・組織を誹謗中傷する書き込みはやめましょう。
- 学習会などで聞いた話を記載する場合は、正確に書き込みましょう。

あなたも何か始めてみませんか？





あなたは誰と、
どんな活動がしたいですか？

やりたい活動のページへ すすんでみてください

組合員みんなの暮らしの中から寄せられた
いろいろな願い…… それらを 協同の力でかな
えていくために、様々なステージがあります。

自分のやりたいことから始めたい
人には…

仲良しグループで

スポーツ、文化・教養
読み聞かせ など



34ページへ

チーム活動

地域のみなさんと一緒に

子育てひろば、サロン活動
商品学習会、
お年よりとお食事会 など



38ページへ

ひろば活動

生協のこと、いろいろ知って
学びたい人には…

生協のこと、商品のこと、環境や平和など
暮らしのテーマについて
いろいろと学んでみたいよ。

32ページへ

コープ倶楽部

私たちの地域のことや、生産者の想い、
産地のこと、生協のいろいろな取り組み
を知って、地域の人に伝えたい！

商品学習会、添加物学習会、
産地見学、募金の呼びかけ、エコ
体験 など

地域委員会

44ページへ

ほかにも、こんな活動があります。



自分の空いた時間に、困っている人
のお手伝いがしたいよ。

子育てサポート、庭の草とり、
病院への付き添い、
家事援助 など

くらしのサポート制度です。

ささえあい
サポート 58ページへ

生協は、消費者一人ひとりが手をつなぎあい、「よりよき生活と平和」をめざして「よりよいものをより安く」「健康で豊かな暮らしを」という願いを実現するためにつくった自発的な「協同」、そして「助けあい」の組織です。

この成功が、イギリス各地に協同組合を生み出し、その種はやがて全世界へと広がっていったのです。

ツケをやめて現金払いにし、経費もおさえて堅実な経営を心がけました。

確かな品を届けたことがみんなから支持されたんだ！

一つひとつの約束事をしっかり決めたのもよかったと思うわ。

組合の目的をみんなにわかってもらうように努力したんだ！

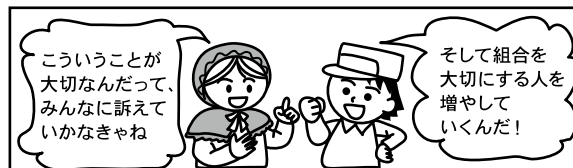
この考えに賛同した労働者たちは、1人1ポンドずつ出資金をもち寄ることになりました。



28人の人々が1年間かかって、28ポンドの資金を集めました。そしてついに「ロッチデール公正開拓者組合」の店がオープン！



混ぜ物のない品質、適正な量目、値切りのない買い物、掛け値のない販売…ロッチデール公正開拓者組合の人々は、大きな利益を上げることよりも、正直で公正な取引を大切にしました。



ロッチデール公正開拓者組合は着実に発展し、10年後には約900人もの組合員が加盟しました。⑩

生協ってなに？

ロッチデール物語

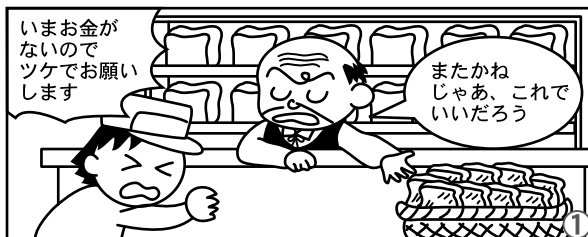
生協の原点となる「協同組合」は、19世紀のイギリスで誕生しました。

「生協」誕生物語

織物工業の町
ロッチデール。
この町の人たちの
生活も、苦しい
ものでした・・・



～ロッチデールの人々～



この人たちに影響を与えたのがロバート・オウエンという人の考え方でした。

「技術の進歩で物がたくさんつくられるようになったのに、一方でたくさんの人たちが食べるものや着るものにもこと欠いている。この状況を変えるには、協同の力が必要である。」

この考え方をもとに、人々は協同して苦しい生活を変えていこうと考えました。④



こうして「ロッチデール公正開拓者組合」をつくらうと、話し合いの結果、みんなでお金を出し合って自分たちのお店をもつ計画が立てられました。



生協ってなに？

生協と運営

生協は「生活協同組合」

～人のつながりからなる非営利組織です～

協同組合って…

協同組合は、人と人の結びつきによる
非営利の協同組織です。

協同組合にはさまざまな組織があります。
生活協同組合をはじめ農業協同組合や漁業協同組合、
森林組合、事業協同組合などが日本の代表的な協同組
合です。
世界には、さらに多種多様な協同組合があります。
世界各国の協同組合がつくっている国際組織がICA
(国際協同組合同盟)です。現在、ICAには、世界107
カ国から農林漁業、消費者、信用、保険など、あらゆる分
野の全国協同組合組織や国際機関など310以上組
織が加盟しており、傘下組合員数は10億人を超える、
国連においても認知された世界最大のNGO(非政府
組織)です。日本生協連は1952年に加盟しました。

世界最大の
NGO

日本の協同組合のいろいろ

日本の協同組合は、業種で農林水産
業・購買・金融・共済・就労創出・福祉・医
療・旅行・住宅など多岐にわたります。伝
統的には、農業協同組合、漁業協同組合、
森林組合、生活協同組合が知られてきま
したが、中小企業等協同組合法にもとづ
く中小企業の協同組合、あるいは、金融
業の協同組合といった性格を持つ信用
金庫、信用組合、労働金庫、さらに最近で
は、ワークーズ・コレクティブ、ワーク
ーズ・コープなどの労働者協同組合も各地
で活発に作られるようになり、広い意味
での協同組合が存在します。

持続可能な開発目標 (SDGs)
と協同組合

2015年「国連持続可能な開発サミッ
ト」が開催され、「我々の世界を変革する：
持続可能な開発のための2030アジェン
ダ」が採択されました。「誰一人取り残
さないこと」が基本理念として掲げられ、
人間、地球及び繁栄のための行動計画と
して、宣言および目標が掲げられました。
17の目標と169のターゲットからなる
「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。こ
の中で協同組合は、SDGsの達成にあた
り役割を果たすべき民間セクターの一つ
として明記されています。

生協はみんなで運営するもの

～みんなでつくった協同組合だから出資・利用・運営の三位一体～

出資・利用・運営

生協は、より良いくらしを実現す
るために、出資も、利用も、運営も、
全て組合員が行う組合員の組織で
す。利益を得るために、経営(運営)
者と、元手となるお金を出す(出資)

人と、利用する人が分かれている一
般の企業とは性格が違います。
利用する私たちがお金を出し合っ
て運営することで、生協をここまで
発展させてきました。

みんなで出資

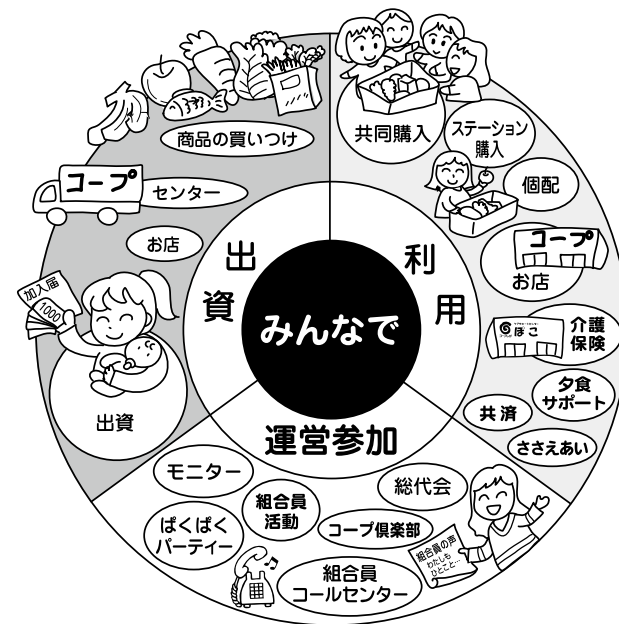
出資金は、安全・安心な
商品の仕入れや開発を、
また店舗をつくることな
どに使用されます。

みんなで利用

商品を購入するだけでなく、
産地訪問や工場見学、平和
や文化活動などいろいろな
活動に参加できます。

みんなで運営

組合員一人ひとりがいろ
いろな意見や要望を出し
合って、より良い組織づ
くりをめざします。



協同組合はユネスコ無形文化遺産に登録されました。

生協ってなに？

あゆみと原則



日本の生協のあゆみ

日本で最初に生協が作られたのは、1879年(明治12年)東京がはじまりです。その後、第一次大戦の好景気に伴う物価高騰の中、各地で生協が誕生します。*1賀川豊彦が神戸で消費組合を創立したのもこの頃です。

しかし、昭和に入って戦争の時代へと進むなかで、生活物資の統制や弾圧により、ほとんどの生協が解散させられたり活動休止に追い込まれていきました。このような歴史は「平和あってこそ生協運動」ということを示しており、生協が平和を守る活動に取り

組む根拠となっています。

戦後、1948年に「消費生活協同組合法」が施行され、「国民生活の安定と生活文化の向上」のための国民の自発的組織として、各地に生協が再び設立され、活動を開始しました。1951年には生協の全国組織として日本生活協同組合連合会(日本生協連)が設立されて、今日に至っています。

日本生協連は547の生協が加入する日本最大の消費者組織として、組合員総数3,063万人、総事業高は3.7兆円に発展しています。(2023年 生協の経営統計より)

コープしがの誕生

1970年代、環境汚染、有害食品の氾濫、健康破壊という高度成長の歪みの中、暮らしを守るため、4つの地域生協を作りました。協同の力は、有害添加物の排除や生産者と消費者の顔の見える関係づくり、琵琶湖を守る運動などで大きな役割を果たしてきました。

しかし1980年代後半、くらしや価値観、生協を取り巻く環境が変化し、協同組合の原理・原則を基本としつつ、運動や事業の形態を変えていくことが必要となってきました。

そして、1993年、滋賀県下4地域生協が合併し、新生協コープしがが誕生しました。

生協運動の父 賀川豊彦の紹介 ※1

(1888年～1960年、神戸市生まれ 社会運動家 日本生協連初代会長)

賀川豊彦は16歳でクリスチャンになり、19歳の時、「他人のために役立つこと」を自らの使命とし、21歳で神戸の貧しい人々が住む地域に身を投じ、人々の救済活動に携わりました。

その後、アメリカのプリンストン大学・神学校に留学し、帰国後は労働組合運動に参加、大阪や神戸などで消費組合(のちの生協)づくりを指導しました。(コープこうべは賀

川豊彦の指導のもと、1921年(大正10年)にその前身が誕生しています。)

1923年の関東大震災の際には直ちに神戸から被災地に駆け付け、「被災者の目となり、耳となり、口とならなければならぬ」と救援活動を行いました。

1951年に日本生協連初代会長に就任しました。

こうした活動が内外から高く評価され、わが国初のノー



賀川豊彦

ベル文学賞候補、同平和賞候補になりました。また、1999年12月、国連が採択した「子どもの権利条約」のもと、ユニセフの「子どもの最善の利益を守るリーダー」として、世界の52人の一人に選ばれました。

全世界の協同組合が大事にしている原則

世界中の協同組合が手結びあい、国際的な立場で活動を指導しているのがICA(国際協同組合同盟/International Co-operative Alliance)という世界最大の国際民間組織です。

1895年にイギリスで設立されたICAは、1995年に100周年記念大会をイギリスのマンチェスターで開催し、21世紀にむけ世界の協同組合が共に力と心をあわせ各組織の事業の発展をめざすための新しい「原則」を決めました。

日本では、生協の他、農協、漁協、森林組合などがICAに加盟し、同じ「原則」に基づいて活動すすめています。

協同組合のアイデンティティに関するICA声明

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のある全ての人々に対して開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。

単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする

・協同組合の利用高にに応じた組合員への還元のため
・組合員の承認により他の活動を支援するため

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行う。

第5原則 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

運営のしくみ

組織と活動

生協の組合員活動がめざすもの

一人ひとりの想いや願いを、

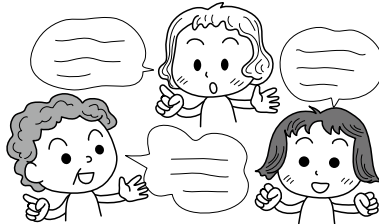
協同の力でかなえていくこと

①生協の利用から始まるくらしづくり



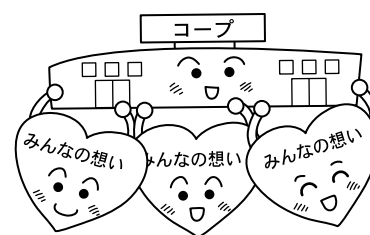
組合員の生協へのかかわりは商品の利用が第一歩です。いつでも、どこでも商品を実践中に据えることが、いろんなくらしづくりへとつながるスタートラインです。

②おしゃべりの場を通して想いがつながる



商品の利用から、使い勝手やおいしさなど、おしゃべりが生まれ、家族のこと、健康のこと、子育てのこと、平和や環境、福祉のことなど、くらしにかかわる願いが広がり、わたしの、そしてみんなのくらしをよくしたいという想いがつのってきます。

③みんなの想いが生協を変え、未来をつくる



想いを伝え、自分の想いがみんなの想いとつながり、商品や、またさまざまな活動を通して「かたち」にしていくなかで、生協を自分のものだと感じていきます。

④協同の心が地域に広がる



そんな関わりを持つ組合員が少しずつ増えていくことは、生協の発展への支えとなり、そして地域の中で笑顔あふれるくらしが広がっていきます。

国際協同組合原則

【第1原則】自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。



たすけあう心があれば、だれでもOK

国際協同組合原則

【第7原則】コミュニティへの関与

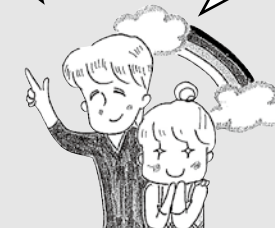
協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

【第6原則】協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

地域や行政、NPOとも一緒に

生協だけでなく地域に協同が広がるのね





組合員活動

くらしを良くし、安心
してくらすための活動

コープ倶楽部 【詳細は32ページ】

組合員が生協を知り、学ぶことが出来る場。地域でコープしがの活動を支える担い手が育つ場。

チーム活動 【詳細は34ページ】

組合員同士やお友達が集まって、文化、福祉、環境、子育て、スポーツなどに取り組める場。

ひろば活動 【詳細は38ページ】

組合員が地域の中で人との交流を生み出し、地域との結びつきを広げられる場。

こんな活動もあります

ささえあいサポート 【詳細は58ページ】

組合員同士、くらしの困りごとを支え合うくらしのサポート制度。

運営のしくみ

機関運営と 組合員活動

機関 運営

方針を決め、執行し、
チェックする仕組み



■総代会

組合員の代表である総代が、一堂に会して、生協の活動のまとめ、方針、組織・事業計画、剰余金処分等を決める、最高の議決機関です。ここで決定された活動方針は、生協全体の取り組みとして実行します。総代は総代会の議決に参加するとともに、総代会関連会議や懇談会に参加します。

■理事会

理事は総代会で選出されます。総代会で決定した方針を具体化し、執行する機関です。

■監事(会)

生協の運営が、法律や定款・規約、総代会で決定した方針に照らして正しくすすめられているかどうか監査します。

■組合員活動委員会【詳細は76ページ】

コープしがの事業と活動の発展を図るため、組合員活動を推進することを目的とした会議です。総代会及び理事会方針にもとづき 政策や方針に基づく活動や取り組みについて、知り学び、共有・交流し、地域の組合員の活動が活発になるよう話し合いをすすめます。

■エリア協議会【詳細は54ページ】

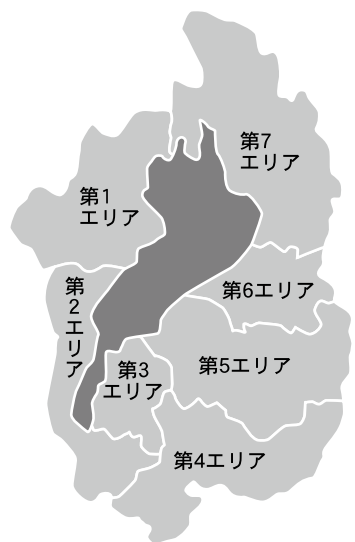
理事会方針を地域で具体化する中間組織としてエリアごとに設置される協議会です。理事会と地域の組合員をつなぎ話し合う役割を果たします。理事と組合員委員、当該エリアのセンター長、店長、地区運営事務局で構成されます。

■地域委員会【詳細は44ページ】

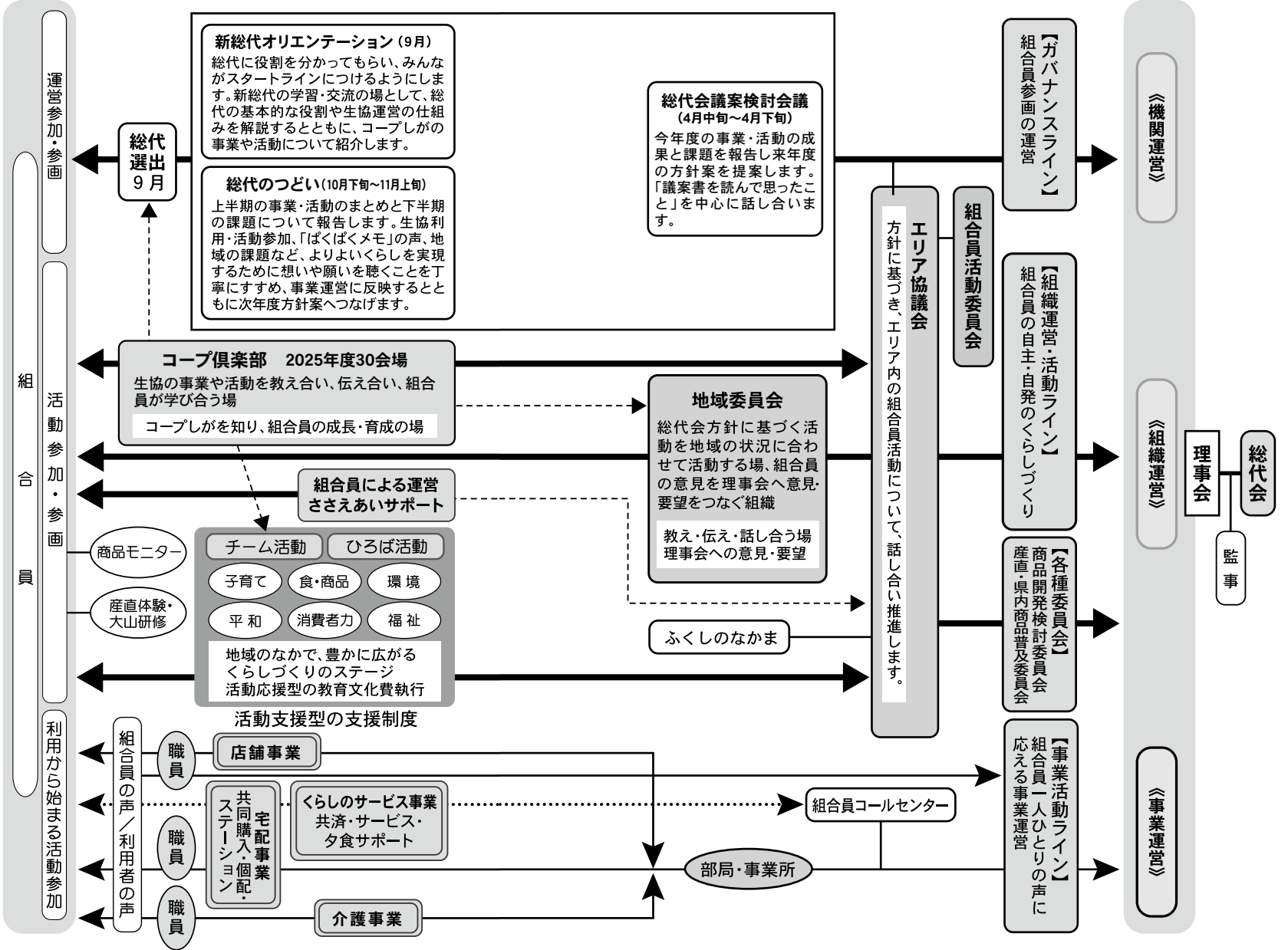
地域の組合員に最も近い組合員活動組織として、総代会・組合員活動委員会で確認された方針とエリア協議会で話し合った内容にもとづいて、地域での具体化について話し合い、地域の組合員の参加と学習を推進して「わたしたちの生協」という実感をもてる組織作りを進めます。

運営のしくみ 生協の運営のしくみ

運営と参加の強化



- 第1エリア:高島市
- 第2エリア:大津市
- 第3エリア:草津市、栗東市、守山市、野洲市
- 第4エリア:甲賀市、湖南市
- 第5エリア:近江八幡市、東近江市、蒲生郡
- 第6エリア:愛知郡、彦根市、犬上郡
- 第7エリア:長浜市、米原市



運営のしくみ

商品とサービス

出資・利用・
運営参加で
こんな事業が
発展してきました。

くらし方を
カタチに。
コープの事業



グループ

3人以上集まれば、毎週決まった曜日・時間にご指定の場所に商品をお届けします。

店舗

「おいしさ」「楽しさ」「あったかさ」のあるお店です。お買いもの代行や、お買い上げ商品をご自宅まで配送する「お届け便」や、週に1回、無料で送迎する「お買い物サポートカー」のほか、長浜市の一部地域では、「移動店舗 あったか便」も運行しています。

個配

毎週ご自宅の玄関まで商品をお届けします。

ステーション

地域に設けられたステーションで商品が受け取れます。

夕食サポート

月曜日～金曜日まで毎日、夕食のお弁当をお届けします。

コープでんき

みらいのエネルギーにつながる電気をお届けします。

くらしのサービス

学習教材やチケット販売、レンタルモップ、車検などくらしのサービス全般をサポートします。

CO-OP共済

負担の少ない掛金で、日常生活に必要な保障が受けられます。

介護事業

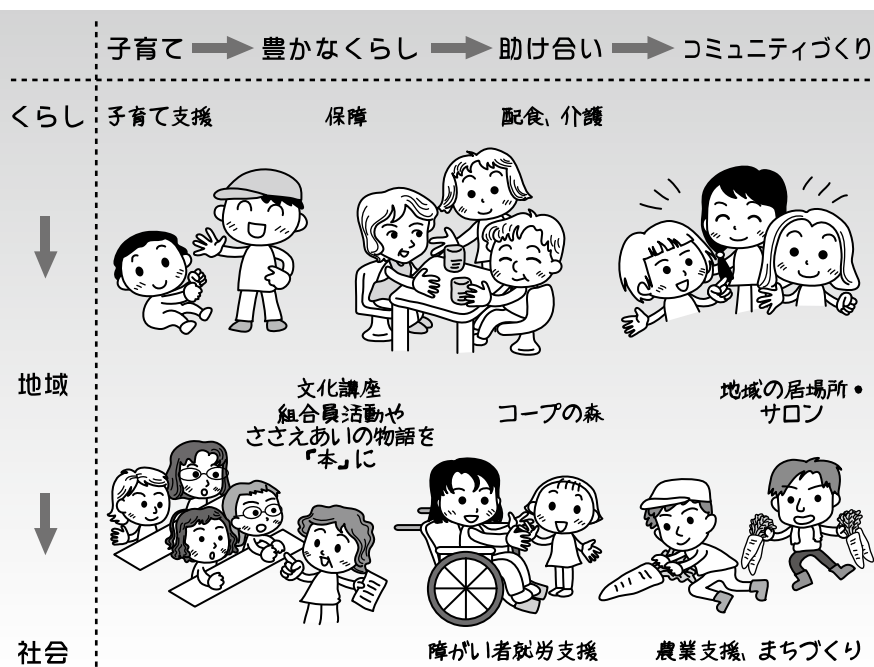
「訪問介護（ヘルパー派遣）」「居宅介護支援（ケアプラン作成）」が受けられます。

多彩な
スタイルが
これからの事業

組合員の声が、これからの事業を生み出す源です。組合員活動は、人のつながりを広げ、地域の声、くらしのいろいろなニーズを汲み上げる役割を果たします。

夢がひろがる
これからの事業

みんなでつくろう
こんな商品、あんなサービス



いっしょに「想いや願い」を実現しましょう

運営のしくみ

教育文化費

「教育文化費」って？

生協には、事業で生み出された剰余の中に組合員の活動のために使う「教育文化費」という予算があります。
みんなで学び、考える場づくり。
よりよいくらしづくりを組合員がすすめるための費用です。
人が集い、交流し楽しんで、つながっていく場づくり。
そんな社会的に意義のある取り組みのために
支出する予算です。

Of the member
組合員の

組合員全員の

組合員の教育・組合員活動にあてる費用であり、組合員全員の大切なお金です。限られた費用なので、公平に活用します。

By the member
組合員による

組合員の力で生みだした

組合員活動に使用されるお金は教育文化費といい、みんなの事業を利用した結果生み出されるお金（剰余金）です。

For the member
組合員のための

組合員の願いと生協発展のための

自分たちのくらしをよくしたい、地域みんなのくらしをよくしたいという願いの実現をすすめるため活動を支えとともに、生協を発展させるためのものです。

こんなことを
大切に
すすめましょう。

- ・地域やくらしに根ざした、身近で自発的な活動を活発なものとしていくために、エリア協議会や地域委員会でねらいや目的を話し合い有効にお金を使いましょう。
- ・多くの組合員が参加できるよう、活動に参加する組合員に理解を求めながら、参加費を負担してもらいましょう。
- ・組合員活動への関わりや広がりをめざして、参加者の声や取り組みをお知らせしていきます。

国際協同組合原則

【第5原則】教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

組合員も、職員も、
協同組合について
学ぶことが大切

【第3原則】組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため

剰余金の配分も
ルールに基づいて
決めるのね協同組合の理念から
生まれました。

ロッチデール公正開拓者組合が創立された10年後、「1854年規約」に「教育基金を剰余から充当する」ことを明文化しています。協同組合の発展のためには、組合員の成長、能力の開発、習熟が不可欠であるという理由からでした。

その理念は今でも息づいており、生協法に基づいた、コープしぎの定款でも「毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として、組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業の費用に充てる」と定められています。生協は、地域に「協同」の精神を広めるため、剰余の一部を教育文化に使う組織です。

私たちの代表を選びましょう



私たちの代表を決める場

こうやって私たちの代表を決めるのね



理事を選出します。

組合員個人が、コープしがの事業、組織を運営することはできません。そこで事業や組織運営については「理事」を選出し、わたしたちの代表として委任をします。

監事を選出します。

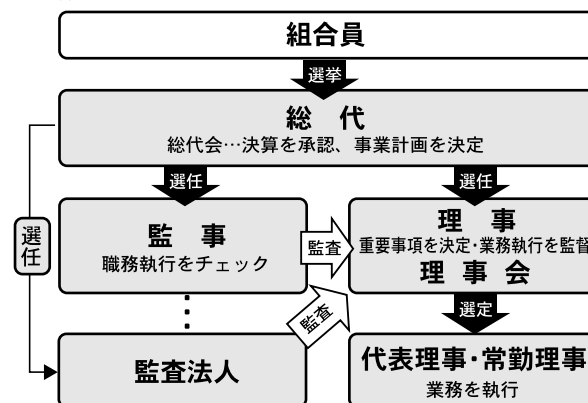
理事会がきちんと決まりにしたがって仕事をしているかを監査することも、組合員が個人であるというものではありません。そこで理事会が多くの組合員の願いにそって行動しているかを点検する人として「監事」を選出し、監事会に公正かどうかを見てもらいます。

国際協同組合原則

【第4原則】自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

機関運営の仕組み



みんなで運営できる「しくみ」が大切

組合員個人が事業運営や監査をするのではなく、組合員みんなの運営にするためこうした「機関運営の仕組み」が大事です。総代会は、しくみに則り、事業・運営、監査をしてくれる「みんなの代表」を決める場です。

総代の役割

総代会

コープしがのこれからを決める場

総代を選出します。

約22万人の組合員全員が集まり、話し合うことは不可能です。そこで、500人あまりの総代を選出して、総代会を開きます。

ぜひあなたも総代になってください。



総代会って

「総代会」とは生協の最高意思決定機関です。昨年度の取り組みが、組合員の意志に沿って行なわれたか。また次年度行なう取り組みが、組合員のくらしに貢献できるのかを判断し「総代」が議決します。また、生協の決まりごと、「定款（ていかん）」や「規約」の改定、役員を選出も行なわれます。「総代会」まで、総代と理事会は意見を重ね、総代会で確認する議案をまとめます。「総代会」の議案に、「賛成」「反対」の意思表示ができるのは、組合員の代表である「総代」だけです。



国際協同組合原則

【第2原則】組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。



わたしたち組合員の参加で運営されるのね

総代の役割

「総代」の
豆知識総代の役割や
総代会について
確認しましょう。

総代って？

初めて
総代になった
Aさん初めて総代になったけど、
総代って何をするの？

総代は、組合員の代表です。

総代の役割は、

- ①話し合いの場に参加すること(方針づくり)
- ②総代会の議決に参加すること
- ③議決した方針が実践できているかを
確認すること

総代会の議決への参加は、6月に開催さ
れる総代会に出席し議決に参加すること
です。

方針づくりは、日頃のご利用や活動参加

を通じて感じている「願い」や「想い」「期
待」を、総代同士が出し合って、話し合い、
組合員にとってどんな取り組みをしていけ
ば良いのかを総代みんなで考え合っていく
ことです。そのために「総代のつどい」に積
極的にご参加ください。

また、会議の参加だけでなく、議決され
た方針を実践できているか、点検・確認す
ることが大切な役目です。

総代会って、
どんな会議なの？

総代会では、昨年度の活動のまとめや新
年度の方針や予算、その他、コープしがと
いう組織にとって大切なルール(定款、規
約)に沿って決めなければならないことを
総代みんなで議決する場です。

もちろん、総代会の場だけで話し合うこ
とはできませんので、総代会までの「話し

合いのプロセス」を大切にしたい議案を理事
会が策定し、「議案検討会議」で理事会か
ら説明させていただき、総代のみなさん
からご意見やご質問をいただき、話し合
いを通じて多くの総代の意見を取り入れた
議案にしていきたいと思います。

ふだんは何を
すればいいの？

総代専用ページ
パスワードが必要
です。
総代には専用ペー
ジのパスワードを
お知らせします。

ふだんは、これまでどおり生協の商品・
サービスのご利用や地域での活動にご参加
ください。

そのような中から、総代としての「他の総代
にも知らせたい。広げたい」などの「気づき」
があれば会議のときに発信してください。

また、それぞれお住まいの地域を担当する
「地区運営事務局」が、総代のみなさんとのコ

ミュニケーションを図っています。総代会関連
の会議のご案内や会議後のご感想をお聞き
します。総代のみなさんからのご意見やご感
想を是非お寄せください。

総代のみなさんには、「フレンズ」という情
報誌を毎月配信します。生協の事業の進捗
や活動の様子をお知らせしますので、お読み
いただきご意見やご感想もお願いします。

総代会とは

「総代会」は、生協の最高意思決定を
する会議です。

前年度の取り組みが組合員の意思に
沿って行われたか、今年度の取り組み
計画が組合員のくらしに貢献できる内

容かどうかを「総代」が判断し、議決し
ます。また、生協の決まりごとが書かれ
た「定款(ていかん)」や規約を改定し
たり、役員の選出を行います。

総代会までに、総代と理事会は意見
交換を重ね、総代会で確認する議案を
まとめます。総代会の議案に「賛成」や
「反対」の意思表示ができるのは、組合
員の代表である総代だけです。

総代の1年間、こんな集まりがあります



※参加日程や会場が決まったら にメモしておきましょう。

新総代オリエンテーション (9月)

新しい総代はオリエンテーションに参加し学習や交流を通じて、知らないことや分からないことを聞き学びます。そして総代の役割を積極的に受け止めて、1年間の総代会関連会議に参加していきます。

参加日: 月 日

会場: _____

総代のつどい (10月下旬～11月上旬)

総代は総代のつどいに参加し、総代自身がふだんのくらしで日頃感じていること、生協の利用や活動に参加して感じたこと、くらしや地域のことなどを発信します。

参加日: 月 日

会場: _____

各会議の1ヶ月ほど前に、開催のご案内をします。ご都合のつく会場へのご出席をお願いします。各会場には託児をご用意しておりますので、必要な方はお申し出ください。お車でのご越しの方は、安全運転をお願いします。

総代会議案検討会議 (4月中旬～4月下旬)

- ①理事会からの議案提案を聞いて、分からないことや疑問があれば質問しましょう。
- ②生協を通じて実現したいことを出し合ひましょう。

参加日: 月 日

会場: _____

通常総代会

- ①方針や各議案を確認してきたプロセスを振り返り、自信をもって一つひとつの議案を議決しましょう。
- ②「私の想いと願い」をみんなで寄せ合ひましょう。

参加日: 2025年 6月19日(木)

会場: 栗東芸術文化会館さくら

組合員活動

5つのたいせつ

5つのたいせつ

私たちは、「くらしを良くしたい」、「安心してくらしたい」という想いと願いがあります。一人ひとりのくらしは、家族、食、住まい、健康、地域などさまざまなことの関わりやつながりの中にあります。

私のくらしを通して、生協の事業や活動を利用し、参加し、知り学び、つながって教え合い、伝えあい、みんなと共にくらしに関わる大切な取り組みをすすめていきましょう。

いのち♡たいせつ

平和活動
憲法問題
基本的人権
絆・おもいやり
など

「いのちの大切さ」や「生きることのすばらしさ」が実感でき、もっと「大切な人と大切な時間を過ごしたい」という想いが生まれる活動です。

あらゆる命に限りがあり、だからこそ命はかけがえのないもの。
今生きている自分の存在を認め、今生きているかけがえのなさを理解することにより、他の命・他者の存在を尊重できるようになります。
自分はたった一人で生きているのではなく、他者と共に生きている存在であるという思いを持つことが大切。
平和な社会の実現をめざして、命の尊さを考え、お互いの人権を守り安心できるくらしづくりをすすめる場を広げます。

ちいき😊たいせつ

地域福祉
高齢者
子育て
福祉ネットワーク
居場所
など

「ふだんのくらしのしあわせ」が実感でき、そのための「私のできることを」を考え、一歩踏み出す想いが生まれる活動です。

核家族化が進み、家族だけでは支えきれないくらしにおける多様なニーズが高まっています。
人と人のつながりを再構築するだけでなく、課題解決機能を高めるための多様な組織・個人と協働することが重要になります。
住民としての主体性と責任を自覚した人々の支えあい・たすけあう活動をすすめ、みんなが幸せになることをめざします。

くらし🏠たいせつ

消費者問題
防災・震災支援
フードロス
など

「一人ひとりの寄り添う想い」がカタチになることが実感でき、もっと「みんなであつなりたい」という想いが感じられる活動です。

ふつうに生活できている今に感謝し、何気ない毎日を大切に暮らす・・・
いつもと違うことに気づいたら、ちょっと声をかけてみませんか。
いつもと違うことに気づいたら、一緒に考えてみませんか。
いつもと違うことに気づいたら、私にできることをしてみませんか。
くらしの願いの実現に向け、みんなで力をあわせる活動をすすめます。

たべる🍴たいせつ

商品活動
食の安全
食育活動
農業支援
など

「食の大切さ」や「つくることの大変さ」が実感でき、もっと「食することへの興味や関心」が生まれる活動です。

たべることは生きること。私たちにとって食べ物とはとても大切なもの。
食べ物はすべて生きものです。その命をもらって私たちは生きています。
野菜・果物・肉・・・“一生懸命育てた人がいるということ”
“食事を一生懸命作ってくれた人がいるということ”
おいしいものを食べて幸せな気持ちになる。
感謝する心を大切に、たくさんの「いいね」の声を広げます。

びわこ🐱たいせつ

環境活動
びわ湖の日
コープの森
など

「水の大切さ、木の大切さ、空気の大変さ」が実感でき、もっと「びわ湖を大切にしたい」という想いが寄せ合える活動です。

滋賀県の約6分の1を占める琵琶湖。
周囲の緑豊かな山々や田園風景は、私たちのくらしにやすらぎを与えてくれます。
湖とその周辺には1000種以上の動植物が生息し、四季折々の眺望と多様な恵みをもたらしてくれます。
ふれあう体験の場を通じ自然を大切にすることを育んでいきます。

組合員活動

コープ倶楽部

「コープ倶楽部」は、メンバーで一緒におしゃべりするなかで、これからのくらしやまちづくり、子どもたちに残したい環境や地域文化に対して「生活協同組合」がもっている可能性について、一緒に学び、考える場です。

以前は共同購入グループの商品の受け取りの時に、ごく自然に「おしゃべりの場」があり、くらしや生協のことが話題になっていました。しかし、ライフスタイルの変化による個配利用の広がりや共同購入グループの少数化などで、「おしゃべりの場」は少なくなってきました。そのため、生協に加入していても生協の取り組み、活動の場があることを知らない組合員が増えています。

人と人がつながり合う“協同”を地域に広げていくために、生協を知ってもらい、子育てや食育、地域のくらしのことなどを一緒に考えていける学びの場として、コープ倶楽部をひらいています。

おしゃべり
テーマ
(予定)

- 5月 はじまりの会
- 6月 食品を見る目を養おう
- 7月 はじめよう！エコライフ
- 8月 *お 休 み*
- 9月 防災～備えあれば憂いなし
- 10月 子どもを危険から守るには
- 11月 小さな平和、み～つけた！
- 12月 あなたの買い物が社会を変える！！
- 1月 *お 休 み*
- 2月 ふくし～くらしの中での困り事は？～
- 3月 まとめの会

生協の商品や
取り組みを
知るコーナーも
あります。

参加費は無料
だから…

今まで気になってたことも
気兼ねなく学べるわ～

おまけに
お試し商品付き
だから…

お気に入り商品が
また増えそう！



組合員
どうしの
情報交換が
できる！

心が開ける
自分の思いが
出せてメンバーと
共有できる場

みんなと
一緒に考える
イメージや
発想が広がる

新しい
生協商品の
発見がある
毎回お試し商品
お持ち帰り
あり

参加費
無料

コープ倶楽部ってこんな感じです。託児無料
さあ、参加しよう！

託児無料

コープ倶楽部
参加者の
声

毎回違うテーマで色々な学びが
できてためになる。子育て中の
方どうし共感したり、悩みを共
有して安心したりできる。



日常から気持ちを切り替え、
母でなく、妻でなく、「私」の
意見を考えられ、一個人とし
ての話ができる。



様々な意見を聞くことができる貴重な場
です。普段あまり気に留めないことを深く
考えることができるので学びも多いです。



いろいろな世代の方のお話を
聞いて貴重な機会となりました。託児もしていただけるの
で、自分の気分的にもリフ
レッシュになりました。



私も参加
できるかな？
Q&A

Q. どうやったら参加できますか？

A 2025年4月から2026年3月ま
での1年間の登録制です。最長2年
間まで登録可能です。

Q. 途中で退会できるの？

A 仕事に就く、などで参加できな
くなった場合は退会できます。

Q. 託児はあるの？

A 託児を設けています。
満1歳以上のお子さまが対象です。

Q. 途中から参加できるの？

A 途中参加も可能です。(9月まで追加登録可能)

お申し込み・お問い合わせは裏表紙に記載されている
お住まいの地区運営事務局へご連絡ください

開催場所や日時はこちらをご覧ください。▶



〈助成金は、こんな費用に充てられます〉

茶菓子代、会場費、料理の材料代、チラシ作成費、お弁当代、交通費、花の苗代など

昨年度チーム活動の一例です



味噌ガールズ

趣味の仲間とJAこうかの施設で添加物を一切使用せず県産大豆と米を使った味噌づくりを協力しながら作っています。



つまみ細工しましよ

いらなくなった生地を使って、つまみ細工をしています。古い着物の生地や余った布で、美しい花を作るのは、とても楽しいです。人それぞれの作品が出来上がります。



ペイントくらぶアリス

月に1回トールペイントの作品作りをしているサークルです。今回はハートの土台に各々好きなようにペイントをしました。



レモン

幼馴染で、昔ながらのかんぴょう作りに挑戦しています。今年の夏は酷暑で、残念ながら、1本の苗から1つも取れませんでした。



花ロード ビオラチーム

市民病院の近くの花の植え替えをしました。ビオラをハンギングにして飾り、プランターや花壇にも苗をたくさん植えました。暖かな半日を、チームメンバーの皆さんとおしゃべりしながらの活動は、有意義な時間となりました。



工作班 小鳥

中学校に学校図書室をもっと身近に気軽に使ってほしいと思い、集まった仲間です。学校図書室が憩いの場とってもらえるよう室内を飾り付けたり、案内を作ります。



おはなしの会「コロボックル」

私たちの会はボランティアで0才～小学校低学年の児童や大人の方達にも絵本の読み聞かせを行っています。様々な絵本を紹介することで本に親しんでもらいたい目的で活動しています。



クリスマス&ゆきあそび

仲の良いママ友たちで集まり、子どもたちと一緒にクリスマスの飾り作りをしました。オリジナルの壁面を作った後は、おやつを食べながら育児の話や子育ての情報交換をしました。



チーム：デコパージュ

デコパージュの作品作りや簡単な体操で体を動かすなど、おしゃべりしながら活動しています。活動後は生協のお菓子を食べながらコーヒータイムを過ごしています。

組合員活動

チーム活動

一人ひとりの想いを大切に、協同の楽しさをかたちにします。

関心事を同じくする組合員どうしやお友達が集まって、文化、福祉、環境、子育て、スポーツなど文化や教養を高めるため、自由にテーマを決め、自分たちがしたいことに取り組める活動です。

こんな制度です

- ① 1チーム3人以上で申請します。2人以上が組合員であれば組合員以外の人も参加できます。
- ② チームの代表者は組合員とし、申請は基本的に代表者の居住する地域のエリア協議会に対して行います。
- ③ 受付は3～4月の広報案内時より開始し、随時エリア協議会で確認し登録します。エリアごとの予算の範囲で12月末まで受け付けます。
- ④ 申請・登録後の活動に対して助成金を支給します。助成金は、1人あたり500円までの実費を助成することとし、1チーム上限5000円までです。
- ⑤ 組合員活動交流会で、取り組んだ活動の紹介（作品の展示や発表など）をしましょう。

お約束

- ① 活動後1カ月を目安に報告書と写真や取り組んだ活動の資料を提出してください。
- ② 助成金の支給は報告提出後、地区運営事務局より現金にてお渡しします。（振り込み対応可）
- ③ 特定の政党や宗教団体と関わる活動や営利を目的とした活動のサークル等は申請できません。また、飲食に使うときは、コープし
- ④ 活動は登録制で、重複登録はできませんが、助成が得られる登録は1人につき年間で1回とします。また、家族複数人で参加する場合は1世帯に500円までの助成となります。

がで購入した商品のみ助成対象とします。その他、活動内容、助成金の使途が目的にそぐわないとエリア協議会が判断した場合は、助成金を支給しません。

[illegible][illegible]

チーム活動
2017/03/01 08:37

チーム活動 寄賞受付台帳
[活動参加者への通知]

※ 必ず
写真と
台帳を
揃えて
送らな
いとい
ふこと
です。



届けて下さい。

チーム名：チーム活動

住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

連絡先：03-XXXX-XXXX

QRコード



（ ） 写真はメールで送信済みです。

※ 写真の撮影は、必ずしもこの台帳で行う必要はありません。ただし、台帳に記入した写真の枚数は、必ずこの台帳に記載の枚数にしてください。

※ 撮影した写真は必ずしもこの台帳に記載の枚数にしてください。

※ 撮影した写真は必ずしもこの台帳に記載の枚数にしてください。

- ・報告提出後、地区運営事務局にて現金でお渡しします。(振り込み可)

組合員活動交流会

于△活動紹介

組合員活動

ひろば活動

活動のテーマ

食・商品

平和

環境

子育て

福祉

消費者力

こんな制度です

- ① 4人以上で申し込むことができます。組合員3人以上であれば組合員以外の人も企画担い手として参加できます。上限は10人を目安とします。
- ② 上の6つのテーマを目的とした活動に助成します。助成金の使途は表のとおりです。
- ③ 参加費はどのひろば活動も最低100円以上(バスを使う企画は2,200円以上)とし、企画に見合った適切な額を設定するようにします。代表は組合員とし、エリア協議会にひろば活動申込書類を提出します。
- ④ 活動の申請は主たる参加者募集地域のエリア協議会に対して行うことを基本とします。複数エリアにまたがるなど広域に呼びかける企画の場合には、地区運営事務局間で協議します。
- ⑤ 確認されたひろば活動の助成金は、代表者の指定する口座に振り込みます。
- ⑥ 地区運営事務局は、コープしがの広報物により、ひろば活動の広報を行います。
- ⑦ 受付は3～4月の広報案内時より開始し、随時エリア協議会で確認し登録します。エリアごとの予算の範囲で12月末まで受け付けます。
- ⑧ 組合員活動交流会で取り組んだ活動の紹介が可能です。



■助成金の使途と企画モデル

企画の内容	① 活動担い手の交通費・通信費	② 会場使用料	③ 託児費用	④ 講師料	⑤ 産地見学等のバス費用	⑥ 試食商品代、材料代、消耗品代等	参加費の設定
A: 定例であつまる場づくり企画	申請に基づき助成	実費を助成	託児利用料は子ども1人200円として、それを超える分を助成	×	×	×	年齢に関わらずひとり100円以上で設定
B: バスを使う企画	申請に基づき助成	×	×	×	・提携バスの手配による提供 ・高速料金、駐車場料金含む ・日帰り可能な訪問先に限る	×	年齢に関わらずひとり2,200円以上で設定
C: 講師料の発生する企画	申請に基づき助成	実費を助成	託児利用料は子ども1人200円として、それを超える分を助成	講師に支払う助成金額の上限は1万円(参加費からの上乗せで5万円まで可)源泉税分は、全額助成	×	×	年齢に関わらずひとり100円以上で設定
D: 会場使用料が発生する企画	申請に基づき助成	実費を助成	託児利用料は子ども1人200円として、それを超える分を助成	×	×	500円×募集人数の範囲で実費を助成	年齢に関わらずひとり100円以上で設定
E: A～D以外の企画	申請に基づき助成	×	託児利用料は子ども1人200円として、それを超える分を助成	×	×	500円×募集人数の範囲で実費を助成	年齢に関わらずひとり100円以上で設定

お約束

- ① ひろばの開催にあたり参加者へ、コープしがからのチラシ配布やアンケート等について、ご協力ください。
- ② 活動後は1カ月を目安に報告書と写真や取り組んだ活動の資料を提出してください。また精算後、助成金の残金がある場合には返還していただきます。
- ③ 特定の政党や宗教団体と関わる活動や営利を目的とした活動のサークル等は申請できません。その他、活動内容、助成金の使途が目的にそぐわないとエリア協議会が判断した場合は、助成金を支給しません。
- ④ 応募人数の状況が内容にそぐわない場合は、地区運営事務局より中止を申し入れることもあります。

組合員活動

ひろば活動

私たちのテーマで、
地域が変わり、
きずなが深まる。

組合員が地域の中で人の交流の場を生み出したり、共有したいと思うテーマについて考える場を広めるために、自由・柔軟な発想で取り組む活動です。学習会、交流会、子育てひろば、高齢者サロン活動などでお申し込みいただけます。

〈助成金は、こんな費用に充てられます〉

会場代、講師代、担い手の交通費、託児費用、資料代、材料代、試食の商品代、お菓子、映画上映代など

昨年度ひろば活動の一例です



手ではなそう

手話で表現、会話できる人を、ひとりでも増やしていきたいという思いで手話講座を毎年開催しています。手話を学びつつ楽しく交流できる場です。



Link しが

整理収納アドバイザーのセミナーで片付けの基本を学び、個別相談で自分の家の片付けの悩みを相談できる企画をしました。



ぼんぽぼん

季節に合った活動を楽しむ子育てサークルです。おしゃべりをしてママ友づくりをめざしています。



ちいさいうち

月に一度自由に集まって、手仕事を楽しむ会です。人に会うことで、動く自分の心を楽しむことを目的としています。



生き百サロン虹

毎週金曜日、みんなでいきいき百歳体操で体を動かした後、健康チェックや脳活ゲームなどを楽しんでいます。



家計とくらし

良い食生活は一生の宝です。子どもを持つ家庭の話から、子育て世代の暮らしと家計を話し合いました。



ふれあい YOU タイム

健康体操と手作りお菓子で、おしゃべりしながら交流しました。



人生100年クラブ

地域包括センターに来ていただき、介護制度についてお話を聞きました。

ひろば活動の流れ

申し込みから活動、報告まで

ひろば活動に
チャレンジした
Hさん

私はこんな風に
ひろば活動を
やりました！



1 興味があったので●●主催「憲法カフェ」に参加。

2 とても感銘し『もっと色んな人に聞いて欲しい!』と思ったので、その場で弁護士さんに名刺をもらい、どこでも来てくれるとお返事をもらう。

3 ひろば活動で出来ないか、地区運営事務局に相談。企画の種類やテーマ・助成の対象になる費用・広報タイミングなどを教えてもらい、やってみたいと思う。

4 友達に声をかけて、ひろば活動担い手として一緒に企画を成功させるためのメンバーを集める。

5 集まったメンバーで「開催候補日、会場、定員、当日の主な流れ」を相談。

6 【登録・助成金申請書】に「担い手の名前、活動内容、(教えてもらった)あてはまると思うテーマ、(教えてもらった)あてはまると思う企画の種類」を記入。【助成金申請書】には必要な費用とおよその金額をメモ書きして、地区運営事務局に相談。

7 【登録・助成金申請書】の書き方を、自分たちがやりたいことに沿って地区運営事務局に教えてもらい、完成。地区運営事務局へ提出。

8 【行事企画・広報申請書】に自分たちの想いを伝える「呼びかけ文」や「開催日時」「場所」「参加費」「募集人数」などを記入。「広報・受付のスケジュール」は地区運営事務局にも確認し記入して、提出。

※ **7** **8** は、同時進行の場合が多い。

9 地区運営事務局から承認された連絡があり、助成金振込日などを聞く。

10 「スパイラル」に募集広報が掲載される。申込が締め切られた後、事前に地区運営事務局と確認していた日に、確認していた方法で申込者名簿を受け取る。

11 申込者名簿をもとに、担い手メンバーで、手分けして連絡を入れる。(当落の案内や行事の詳細など)当日の担当や動き等の確認をする。

12 地区運営事務局に託児が必要な子どもの人数等を連絡し、託児協力員の手配をお願いする。玩具の貸出もお願いし、引取・返却日時を確認する。

当日の動きや担当等は、なるべくしっかり打ち合わせを行う方がスムーズに動けます。あとは、本番では色々ありますが、何とかなります。担い手として、やりとげた達成感は、とてもいいものではないかなって思っています。

13 地区運営事務局より決定した託児協力員の連絡を受ける。

14 開催当日を迎える。

15 開催日から1ヶ月以内に、担い手メンバーで振り返りを行い【行事報告・広報申請書】を記入する。

16 担い手メンバーの交通費なども全て精算し【会計報告書】を記入する。

17 残金と【行事報告・広報申請書】【会計報告書】を地区運営事務局へ提出する。【会計報告書】で分からなかった所はメモにして、地区運営事務局への提出時に確認し記入する。

18 「ホームページ」に、報告広報が掲載される。

ひろば活動は組合員の自主的な活動で、主催者も参加する人と同じ組合員であり、ホストとゲストの関係では無いことをしっかり発信してください。そのことが、主催者と一緒に、活動を盛り上げていく仲間を増やすことにつながります。

申し込み

ひろば活動申込書類を
地区運営事務局へ提出

地区運営事務局

エリア協議会で内容確認

代表者の銀行口座へ振込

ひろば活動広報申込受付

ひろば活動実施

行事報告・広報申請書

実施後1ヶ月を目安に提出

ひろば活動会計報告書

残金があれば返還

エリア協議会

エリア協議会で事例報告

ひろば活動 紹介広報

組合員活動交流会

ひろば活動紹介



みかんの産地交流と収穫体験
和歌山県の有田コブファームの産地見学に行きました。みかんの歴史や減農薬の栽培、おいしいみかんの見分け方について学びました。

いろいろな活動があります。

活動報告はこちらから



寄っといで！天むす食べよ

夏休み、子どもたちに母親の手料理を食べられるようにと天むすをみんなで作り昼食の提案をしました。



みんなで学ぼう 湖南市甲賀市地域に密着した防災対策

1/1の能登半島地震を目の当たりにし、自分たちのできる防災対策はなにが、甲賀市危機管理課、防災士を講師に招き学習しました。



大津市北部クリーンセンター見学

日ごろ私たちが出すゴミについての様々な疑問を少しでもクリアにし、ゴミ問題への理解を深めるために大津市北部クリーンセンターを見学しました。



防災学習会

社協さんをお迎えして防災とは何か？を教えていただきました。子どもと一緒にゲームで楽しく学んだり、非常食をそのまま食べる体験などをしました。



アロマのワークショップ

日々のストレスから少しでも解消されるために、自分の好みの香りのアロマ作りを行い、リラックスできる時間になるよう企画しました。



スパイス学習会

スパイスの知識を身につけ、普段の家庭料理をワンランクアップをめざし調理学習をしました。



小松菜学習会

ハートコブしがてらを見学し、親子で小松菜の学習をしました。



声ヨが教室

誤嚥予防や表情筋、脳を鍛えることにも役立つという声ヨ力を体験しました。声を出して楽しく元気に取り組みました。



防災食クッキング

いざという時のために防災食を作って、必要な備えについて考えました。



腸活学習会

麹を使ったカラダが喜ぶメニューを作りました。



夕食サポートDE交流会

夕食サポートを食べながら、暮らしの中の悩みを出しあって交流しました。



きゃんせ！湖北

湖北で活躍された方の話を聞いて、湖北の魅力について語り合いました。



親子で自然体験

森の中でネイチャーゲームをするなど、自然のおもしろさやびわ湖を大切にする心を学びました。



みんなのキッチン事情教えて!!

忙しい毎日があっても楽しくなるよう調理の時間短くや調理グッズ、レシピなどをみんなで出し合いながら交流しました。



子どもとクッキング

夏休みに親子で産直商品を使ってクレープ作りをしながら楽しく交流しました。



米粉でスコーン

講師をお招きし、米粉のよさやスコーンの作り方を学び、みんなで交流しました。

【行事企画ガイドライン】

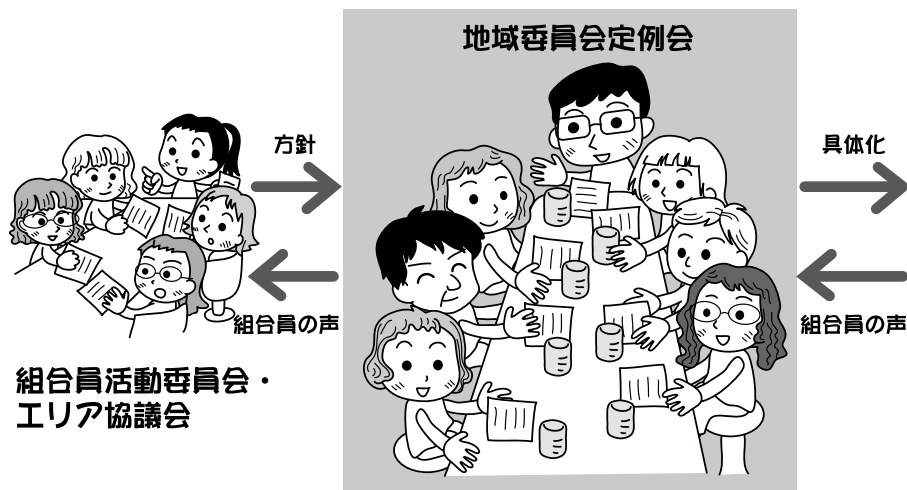
- ① 毎月の話し合いを大事にして行事を企画します
- ② 地域に活動を広げていく視点に立ち、話し合っ活動を進めましょう
- ③ 「平和」「環境」「福祉」「消費者問題」などさまざまな視点から、地域の課題に即して行事企画を進めますが、一つの分野にかたよらず、企画を進めましょう

組合員活動

地域委員会

組合員にいちばん近い組織で、生協と組合員の橋渡しをします。

- ① 組合員のくらしの中の思いや願いをまとめたコブしがの政策や5つのたいせつ活動を地域のくらしに合った方法で具体化します。
- ② 地域の組合員に最も近い組合員活動組織です。
- ③ 地域からの声をエリア協議会、理事会に反映します。
- ④ 委員定数は4～10人。エリア協議会には地域委員長が参加します。



【会議のすすめ方】

2時間をめどに進めましょう。
進行役、記録係は話しあって決めましょう。

- ① アイスブレイキングとして、メンバー各人の相互交流「いいっぱなしトーク」
1人ずつ、みんなに伝えたい自分の話を2分ずつ話します。
近頃でうれしかった事、いやだったなど、なんでも。
まず1人ひとりが受けとめあえるよう、どんな話であっても反論も助言もなし。
口をはさまないようにして一回りします。
- ② この間の委員会の取り組みの振り返り
- ③ 委員長よりエリア協議会の報告(理事会報告含む)取り組み方針の提起
「取り組み方針の提起を受けて、どう思う？やってみようと思える？」
「なにをどう具体化すればいいかな？」
「具体的取り組みの段取りについての話し合い」
- ④ エリア協議会へ報告する事柄の整理、確認
- ⑤ 次回の日程確認

地域委員会の運営について

1. 地域委員の選出

- ①地域委員の選出にあたっては活動に関わる人が地域に広がることを大切に、より多くの組合員委員が関わられるように本年度の委員で話し合い、次年度の委員を選出します。
- ②次年度委員の選出は1月頃には公募して、3月20日までに確定します。
- ③確定した委員は、4月エリア協議会で報

告します。

- ④年度途中での地域委員登録も可能です。ただし、次の半期がスタートするまでは活動協力員制度を活用して活動します。
- ⑤年度途中で地域委員となったメンバーの任期は半期でも1年と換算し、その年度も含んで最大6年の継続を可能とします。

2. 会議運営

- ①エリア協議会の次週を基本に地域委員長が招集して開催します。
- ②開催会場は委員会です約します。
- ③託児協力員等が必要な場合は、毎回・会議の1週間前には地区運営事務局へ依頼します。
- ④地域委員会はエリア協議会の報告をもとに、話し合うことを大切にすすめます。行事を企画することだけが役割ではありません。

- ⑤理事は理事会、エリア協議会に責任を負います。地域委員のメンバーではありません。
- ⑥地区運営事務局は会議や行事計画などに必要に応じてサポートします。
- ⑦地区運営事務局は必ず参加・出席するものではありません。地域委員のメンバーで協力して運営します。

3. 助成金の申請と支払い方法、及び報告

地域委員会の助成にあてる費用は、各エリア協議会の教育文化費予算です。地域

委員みんなでどのように使うか考え、話し合います。

会 議

- ①会議に必要な会場費・託児費の1年分は年度初めに「会議助成金申請書」を地区運営事務局へ提出し、申請します。
- ②エリア協議会報告後、副委員長が地区運営事務局より助成金を受け取ります。
- ③助成金は口座での管理もできます。
- ④年度末に会計報告(精算欄を記入した「会議助成金申請書」(コピー)、「【直接経費】(領収証貼り付け台紙)」、「託児協力員・活動協力員活動費・交通費請求書兼領収証」)

を提出し、精算します。

- ⑤地域委員の手当は年2回(6月・10月)、個別に登録された口座へ振り込まれます。
- ⑥地域委員の交通費・通信費は半期ごとに副委員長を通して「エリア・地域委員活動報告及び交通費・通信費申請書」を地区運営事務局へ提出(提出月/上期分9月15日:下期分3月15日)し、登録口座へ振り込まれます(上期分10月25日:下期分4月25日)。

行 事

- ①行事企画に必要な助成金は「行事企画・広報申請書」とあわせて、その都度地区運営事務局に「行事予算書兼助成金申請書」を提出し、申請します。
- ②エリア協議会報告後、副委員長が地区運営事務局より助成金を受け取ります。

- ③行事終了後、「行事報告・広報申請書」とあわせて、「行事費用会計報告書」、「【直接経費】(領収証貼り付け台紙)」、「託児協力員・活動協力員活動費・交通費請求書兼領収証」を提出し、精算します。

4. 行事企画のすすめ方

- ①地域委員会規程第2条(活動)に基づき、エリア協議会で確認された内容に沿って地域で具体化するための話し合いを行い、企画を検討します。
- ②地域委員全員がその企画を実施するねらいをしっかりと話し合い、取り組む目的を全員で確認します。
・地域委員全員がこの地域に必要な企画であることを共有し確認し、全員でつくる企画にします。
・趣味やカルチャーなどの活動はひろば活動で実現します。
- ③参加者へ試食商品等を渡す場合は、その商品を渡す目的(食べて学ぶ・知る・知らせる)を明確にして学習などを行います。
- ④企画のねらい・目的やきっかけ、必要な費用、参加費や募集人数など、企画内容が妥当なものか地区運営事務局が確認してエリア協議会に報告します。

- ・エリア協議会報告後、広報や助成金の受け取りが可能になります。
 - ・本年度地域委員会での企画提案を次年度地域委員会に引き継ぎ、実施することもできます。
- ⑤地域委員も参加者と一緒に学習し、参加できなかった地域の組合員に学んだことをホームページで知らせます。
・地域委員も参加者と一緒に学習していることから、参加費を支払います。
・託児を利用する地域委員は役割として参加するために発生する費用と考え、託児費は無料とします。バス企画に参加する委員の子どもの参加費は、バス代を700円とします。
・参加組合員は自ら知りたいことを学びにきた、地域委員会で必要と考えたことと同じ考えを持つ組合員です。同じ思いを持つ組合員同士、後片付けなど含めて参加者全員で行事を成功させます。

5. 広報・申し込み受付 62ページ参照

- ①エリア協議会で確認・承認された内容を広報申請書に基づき広報誌「スパイラル」で広報します。
- ②申し込みの受け付けは地区運営事務局で行います。
- ③申し込み締め切りの2日後(金曜日締め切りの場合、翌週火曜日)には申込者一覧を地区運営事務局より受け取れます。
- ④申込者一覧の受け取り・扱いは、コープしが個人情報管理規定に基づき適切に行います。



地域委員手当について

- 地域委員長 : 年間 40,000 円
- 地域副委員長 : 年間 30,000 円
- 地域委員 : 年間 20,000 円

- ①「エリア委員・地域委員登録用紙」「委員用共用マスタ登録変更届」「委員用給与マスタ登録変更届」「扶養控除等(異動)申告書」を地区運営事務局へ提出します。
- ②「扶養控除等(異動)申告書」による個人番号の提供が必要となります。個人番号には、個人情報保護法が適用され「特定個人情報」となり、マイナンバー法によって厳格な取扱いを行います。
- ③年明け1月中旬に源泉徴収票を地区運営事務局より受け取ります。必要な方は各自で確定申告を行います。
- ④手当の支払いは年2回(上期分6月25日:下期分10月25日)に分けて登録口座へ振り込まれます。
- ⑤振り込まれた手当の明細はWeb給与明細からご確認ください。

地域委員会運営費の基準

会議

1. 会場費

- ①有料施設を使用し会場使用料が発生する場合は、各地域委員会が「会議助成金申請書」で年度初めに地区運営事務局へ申請し、エリア協議会に報告します。
- ②エリア協議会報告後、必要額が助成されます。
- ③追加で申請が必要な時は、その都度地区運営事務局へ申請書を提出します。

2. 雑費

- ①文具など必要なものは地区運営事務局へ依頼します。
- ②コピーなど必要な場合は地区運営事務局へ依頼します。
- ③緊急時は事後精算用に領収証をもらっておきます。

3. 交通費

- ①半期ごとに副委員長を通して「エリア・地域委員活動報告及び交通費・通信費申請書」を地区運営事務局へ提出(提出日/上期分9月15日:下期分3月15日)

月15日)し、登録口座へ振り込まれます(上期分10月25日:下期分4月25日)。

- ②年度初めに委員登録用紙でおよその必要額を地区運営事務局へ提示します。

4. 通信費

- ①電話は1通話10円、メールは1案件1件で換算し10円とし、申請します。
- ②半期ごとに副委員長を通して「エリア・地域委員活動報告及び交通費・通信費申請書」を地区運営事務局へ提出(提出日/上期分9月15日:下期分3月15日)し、登録口座へ振り込まれます(上期分10月25日:下期分4月25日)。

5. 託児費

- ①託児協力員等が必要な場合は、各地域委員会が「会議助成金申請書」で年度初めに地区運営事務局へ申請し、エリア協議会に報告します。
- ②エリア協議会報告後、必要額が助成されます。
- ③追加で申請が必要な時は、その都度地区運営事務局へ申請します。

区運営事務局へ申請します。

- ④会議の際の託児費(子ども1人200円)は、地域委員は支払いません)

6. お茶菓子

必要な場合、各自で持参します。

7. 昼食代

- ①午前に2時間以上活動し、昼からも2時間程度の活動を行う場合、委員会が必要

行事

1. バスツアー代

- ①1地域委員会につき、組合員数が5千人未満なら年間1台、5千人以上なら年間2台を上限とします。
- ②バスツアー代のうち、1人1,200円+実費(入場代や昼食代など)を徴収した上で、不足分をエリアより助成されます。
- ③有料道路や駐車料金などのツアー代金も助成します。
- ④産地や生産者との交渉などツアーの手配は全て地区運営事務局を通じ旅行会社に依頼します。
- ⑤宿泊を要する産地訪問等は地域委員会では行わず、エリア協議会や組合員活動委員会で話し合い、必要と確認されればエリア協議会・組合員活動委員会で実施をすすめます。
- ⑥県内近郊の場合も全てバスガイドを必須とします。場合によっては地区運営事務局と一緒にいけないこともあります。

2. 講師料

- ①1地域委員会につき、年間1万円(源泉税除)を上限にして実費をエリアより助成されます。
- ②複数の地域委員会が合同で企画することも出来ます。
※2地域委員会共催企画として2万円(源泉税除)上限など可

とした時には1人500円を上限に実費の助成を受けることが出来ます。

- ②事後精算用に領収証をもらっておきます。



3. 会場費

有料施設を使用し会場使用料が発生する場合は、実費がエリアより助成されます。

4. 託児費

- ①託児協力員等に必要な費用のうち、子ども1人200円を徴収した上で不足分がエリアより助成されます。
- ②地域委員の子どもの託児費は、役割発揮のため発生する費用と考え、無料とします。

5. 飲食・入場料

産地訪問などの昼食代や入場料は参加費に組み込むなど、全額参加者の自己負担とします。

6. 試食などの商品代、雑費

- ①募集人数(企画者含)1人500円を上限に必要な額がエリアより助成されます。但し、バス企画での助成はありません。
- ②食料品以外で必要なもので購入が必要な場合は、地区運営事務局と相談します。

7. 地域委員の交通費

半期ごとに副委員長を通して「エリア・地域委員活動報告及び交通費・通信費申請書」を地区運営事務局へ提出(提出日/上期分9月15日:下期分3月15日)し、登録口座へ振り込まれます(上期分10月25日:下期分4月25日)。

企画を立ててみよう！！

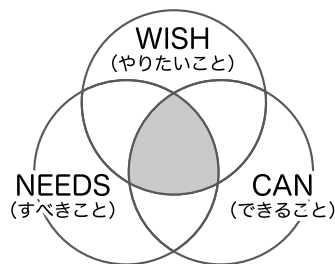
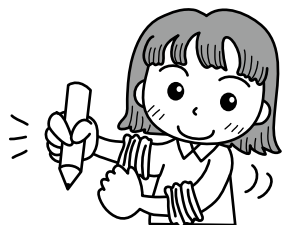
企画って…！？

自分たちの地域には、どんな組合員がいて、どんなことが話題になっているのだろう？今、地域に必要なことは何だろう？

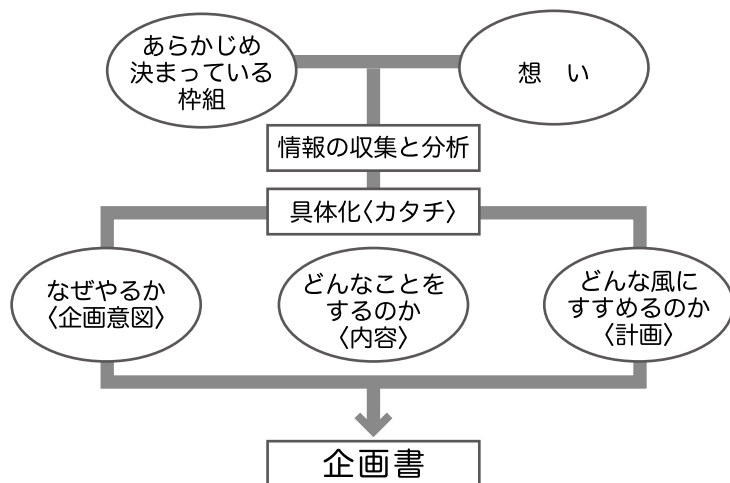
そんなことを、あれこれ出し合いながら、活動の場を具体的に考えていくことが企画なんです。

別の言い方をすれば、wish（やりたいこと）、needs（すべきこと）、can（できること）の重なる部分を探すこと。もっと平たく言えば、企画とは、みんなの想いをカタチにすること。

次のような流れに沿って、みんなの想いを確認しながら、さあ！企画にチャレンジしてみましょう！！



企画立案の流れ



行事企画での助成金や必要な費用と参加費の設定のしかた

①バスが必要な産地見学など

- ・バスツアー代は、1人1,200円を徴収した上で不足分をエリア協議会より助成
- ・有料道路、駐車料金は、エリア協議会より助成

②講師料

- 講師料（源泉税除き上限1万円）はエリア協議会より助成

③会場費

- 有料施設使用の際の実費をエリア協議会より助成

④託児費

- 託児協力員等に必要な費用は、子ども1人200円を徴収した上で不足分をエリア協議会より助成

⑤飲食・入場料

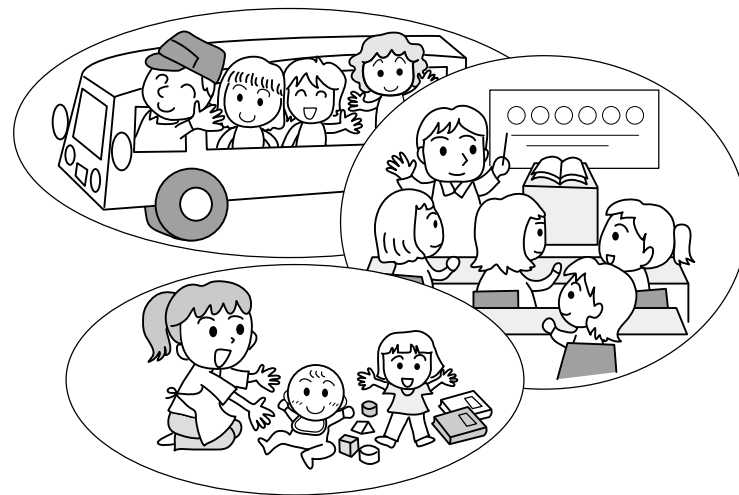
- 昼食などの飲食代や入場料は、全額参加者の負担とします。

⑥試食などの商品代、雑費

- 募集人数（企画者含）1人500円を上限に助成。但し、バス企画での助成はなし。

⑦参加費の設定

- ・最低1人1000円の参加費とし、助成金で不足する分は参加費として徴収します。
- ・バスツアーとなる産地見学などは、幼児や乳児でも1席必要なのでバス代として1人1,200円の参加費とします。また昼食などの飲食代や入場料は参加者の負担とするため、必要な場合は参加費に加えて徴収します。
- ＊どの企画でも不測の事態に備えて1万円の予備費を申請するようにします。



組合員活動

エリア協議会

エリア協議会の運営について

県内に7つのエリアがあります

エリア協議会は、総代会や理事会で確認された政策やくらしの課題に基づいて、地域活動のあり方について、主体的に話し合います。

詳しくはP.68をご覧ください。

- ①「エリア委員・地域委員登録用紙」「委員用共用マスタ登録変更届」「委員用給与マスタ登録変更届」「扶養控除等(異動)申告書」を地区運営事務局へ提出します。
- ②「扶養控除等(異動)申告書」による個人番号の提供が必要となります。個人番号には、個人情報保護法が適用され「特定個人情報」となり、マイナンバー法によって厳格な取扱いを行います。
- ③12月度給与明細と一緒に「源泉徴収票」

が公開されます。Web 給与明細からご確認ください。必要な方は各自で確定申告を行います。

- ④手当の支払いは年2回(上期分6月25日:下期分10月25日)に分けて登録口座へ振り込まれます。※但し、25日が金融機関の休業日の場合は前営業日となります。
- ⑤振り込まれた手当の明細は「手当支給明細書」としてWeb給与明細からご確認ください。

公募の
エリア委員

商品のこと、普段の暮らしの関心事や役立つ情報などを学んだり伝えたり、楽しく活動をすすめています。月1回開催されるエリア協議会に出席して、組合員活動について話し合います。また、エリア代表として本部(野洲市富波甲)で開催される会議等にも参加します。

産直・県内 商品普及委員会

オリジナルクリスマスケーキの開発普及、産直生産者交流企画に関わります。



組合員活動委員会

コープしがの組合員活動(くみかつ)のあり方について考えます。



商品開発検討委員会

産直・県内産商品の開発普及に関わります。



1. 公募エリア委員の選出

- ①年度末にはエリア協議会で次年度の公募エリア委員を決定します。
- ②委員は4月のエリア協議会から活動します。
- ③地域委員が公募エリア委員になることは妨げませんが、多くの組合員が関われるよう検討します。

2. 託児

- ①託児が必要な場合は地区運営事務局が託児協力員等を手配し、地区運営事務局が精算します。
- ②エリア委員から託児費はいただきません。

3. 委員手当・交通費・通信費

- ①公募エリア委員の手当は年2回(6月:10月)、個別に登録された口座へ振り込まれます。
- ②公募エリア委員でエリア協議会及び各種委員会出席のために必要な交通費は、半期ごとに「エリア・地域委員活動報告及び交通費・通信費申請書」を地区運営事務局へ提出(提出日/上期分9月15日:下期分3月20日)し、登録口座へ振り込まれます(上期分10月25日:下期分4月25日)。
- ③公募エリア委員で活動に要した通信費は、半期ごとに「エリア・地域委員活動報告及び交通費・通信費申請書」を地区運営事務局へ提出(提出日/上期分9月15日:下期分3月20日)し、登録口座へ振り込まれます(上期分10月25日:下期分4月25日)。

エリア委員手当について

- 公募のエリア委員 :年間 30,000円
- 地域委員長で公募のエリア委員 :年間 55,000円
- 地域副委員長で公募のエリア委員 :年間 52,500円
- 地域委員で公募のエリア委員 :年間 50,000円

※公募エリア委員

- 組合員活動委員
- 商品開発検討委員
- 産直・県内 商品普及委員

- | | |
|----|-------------------------------|
| 役割 | 月1～2回の会議に出席して、活動のすすめ方を話し合います。 |
| 報酬 | 年間30,000円支給(交通費実費支給) |
| 任期 | 1年 |

組合員活動

ふくしの
なかま

エリア内で活動します

～ふくしは「ふだんのくらしのしあわせ」～

身近な地域にある福祉の課題や困り事、また 自らの「想い」や「関心事」を話し合います。福祉に関する地域の課題やメンバーの関心事について、地域の団体や活動する仲間とのつながりを広げます。一緒におしゃべりしませんか。お問い合わせは各地区運営事務局へお願いします。詳しくは P70 をご覧ください。

- 役割 月1回、地域の福祉について考え、関心ごとについて話し合っています。
報酬 活動協力員制度に準じ、活動費、交通費をお支払いします。
任期 特になし

昨年度ふくしのなかま 活動の一例です



毎月1回自分たちのくらしや地域のことについて話し合いをしています。



毎月の話し合いの中から、ボッチャを体験してみることにしました。赤ちゃんのいるメンバーと一緒に誰でも楽しめました。



ひろば活動として保健師さんをお呼びして「フレイル予防講座」を開催しました。



ひろば活動として「親子で楽しく学ぼう！防災学習会」を開催し、防災について親子で考えました。



ひろば活動として「人生会議」を開催し、終活に向けて前向きに人生について考える機会を作りました。

コープしがぱくぱくキッチンカー
「健康教室」のご案内

サロンや地域の取り組みで
困りごとはありませんか？

- 健康に興味はあるが、なにをすればいいかわからない…
- 催しがマンネリ化してきた…
- 参加者が減ってきたんだけど…



こんな時に！ コープしがぱくぱくキッチンカー「健康教室」をご活用ください！

健康づくりを応援する

レシピのお話を聞いていただけます。
簡単でお家にある食材で作れる、身体に良いレシピをご紹介します！

地域での健康づくり推進に『コープしがキッチンカー』が
お役立ち！

クイズで楽しく学べる参加型のプログラムです！
社会福祉協議会と連携しています。

出前型の健康教室です

お集まりの会場まで、出張費無料で伺います！
ちょっとうれしいプレゼントもあるのだ！



こんなところにお伺いします

各市町社会福祉協議会と連携して、地域のサロン活動や、自治会、老人会の集まりなどに。



婦人会や子育てサークルの集まりなどに。

- ★「健康教室」は、5～30名様まで対応いたします。
- ★出張料は一切必要ありません。
- ★活動日は月・水・金曜日、試食付きプログラムもあります。

社会福祉協議会、自治会、サロン活動、子育てサークル担手、老人会等、みなさんのおかげで滋賀県全域に「健康教室」開催の輪が広がってきています。



「健康教室」プログラム(例)〈約30分〉

みなさんと楽しくクイズをしながら、健康を考えるきっかけに♪

- ①キッチンカーのご紹介
- ②健康かんたんレシピのご紹介
- ③記憶力ゲーム
- ④健康寿命のクイズ
- ⑤プレゼントのご紹介
(スタッフ押し「栄養補給にぴったり！」の食品とその栄養等を説明します)
- ⑥アンケート
- ⑦プレゼントをお配りします



ご依頼・お問い合わせ 生活協同組合コープしが 組織広報部 キッチンカースタッフ
TEL 0120-668-825 FAX 0120-096-502 (受付時間：月～金 9:00～15:30)
〒520-2351 野洲市富波甲972番地

組合員活動

ささえあい
サポート

コープしがささえあいサポート

くらしの中のちょっとした困りごとは“ささえあいサポート”にご相談ください。組合員同士の「助けたり、助けられたり」の活動がコープしがの“ささえあいサポート”です。

2020年4月からは地域に根ざした活動として4つの地区に分かれ、組合員からなるコーディネーター会の運営で新たにスタートしています。

利用者（組合員どなたでも）

たとえばこんな「困った」に…
お電話ください



出産後、実家が遠いので里帰りも無理。体力が回復するまで、家事など手伝ってくれる方がいないかしら？



庭の手入れがなかなかできなくて。何とかしたいけど1人じゃ手がつけられないわ。草取りを手伝ってくれる人いないかな？

ささえあいサポーター
(組合員とその家族の登録制)

お役に立ちます！
ささえあいの輪

■家事・育児サポート

産前産後のお手伝い、乳幼児・子どもの世話、保育園などの送り迎え、留守番、食事作り、掃除、洗濯



■その他、いろいろなサポート

草取り、庭の水まき、簡単な植木の剪定、大そうじなど



サポート時間	基本は1時間からお願いします。1時間を超えると15分単位になります。1時間に満たない簡単なサポートについてもまずはご相談ください。
サポート料金	サポートの内容にかかわらず1,000円(1時間)となります。サポート料金とは別にサポートの時間にかかわらず1日1律300円(税込み)の運営費が別途かかります。(※) ●サポート料金、運営費の他にサポーターさんの交通費実費が必要となります。

※ 運営費はささえあいサポートを持続可能な取り組みとするためにご利用者にお願いしているお金です。

■問い合わせ先(サポートの依頼・サポーター登録ともに)

高島市・大津市にお住まいの方

コープしが西地区ささえあいサポート・コーディネーター会 (受付時間 月～金 10時～15時)
☎0120-017-730 FAX0120-139-502 ささえあい専用Eメール sasaeai-n@coop-shiga.or.jp

草津市・栗東市・守山市・野洲市にお住まいの方

コープしが南地区ささえあいサポート・コーディネーター会 (受付時間 月～金 10時～15時)
☎0120-026-020 FAX0120-439-502 ささえあい専用Eメール sasaeai-m@coop-shiga.or.jp

甲賀市・湖南市・近江八幡市・東近江市・蒲生郡にお住まいの方

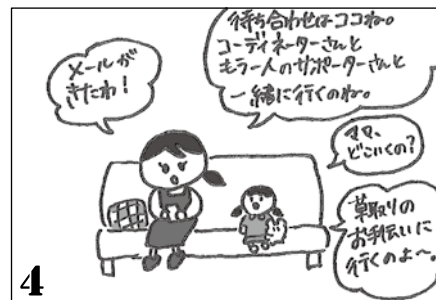
コープしが東地区ささえあいサポート・コーディネーター会 (受付時間 月～金 10時～15時)
☎0120-035-320 FAX0120-639-502 ささえあい専用Eメール sasaeai-h@coop-shiga.or.jp

彦根市・犬上郡・愛知郡・長浜市・米原市にお住まいの方

コープしが北地区ささえあいサポート・コーディネーター会 (受付時間 月～金 10時～15時)
☎0120-045-930 FAX0120-739-502 ささえあい専用Eメール sasaeai-k@coop-shiga.or.jp

ササコだより

『サポーター活動』についてご紹介します。

サポート活動のイメージは
わきましたか？

あなたの
力をお貸し
ください

専門的な知識はいりません。
あなたの
空いている時間を
誰かのために…

組合員活動の おやくそく

組合員活動の中止及び判断基準

- 開催前日から活動地域で、暴風警報が発令、または発令が予見される場合は活動を中止します。
- 開催前日および当日に、暴風警報の発令、公共交通機関の運休、学校の休校が予見される場合は、組織広報部（地区運営事務局）が開催可否を判断します。
- 決定した内容の組合員広報は、個別の連絡、コープしがホームページ、コープしが SNS(Facebook・LINE・Instagram) 等で行います。



託児について

(基本として1歳以上が対象です)

お子さまを預けるときのやくそくごと

- ①託児のお申し込み後、**お子さまの体調等でキャンセルされる場合は、できるだけ早く、急な場合でも地区運営事務局までご連絡ください。**お子さまが発熱や下痢等、体調不良の場合は、お預かりできませんのでご了承ください。
- ②当日は、開始10分ぐらい前には、託児受付を済ませていただきますようお願いいたします。
- ③着替えやオムツ、水筒、おしり拭き、おしぼりなど必要なものをひとまとめにして、カバン等に入れて託児協力員にお渡しください。持ち物とカバンには、お子さまのお名前を記入しておいてください。
- ④私物のおもちゃはできるだけお持ちにならないようお願いいたします。諸事情により、お気に入りのおもちゃなどをお持ちになる場合には必ずお名前のご記入をお願いします。
- ⑤お子さまの飲み物は各自でご用意ください。食べ物(おやつやお弁当)については、事故防止のため、お預かりしている間は食べさせる事が出来ませんのでご理解ください。ただし、お昼をさむ行事で「お弁当持参」の場合は例外とします。念のためアレルギーのあるお子さまについては必ずお申し出ください。
- ⑥お子さまがどうしても泣き止まれない場合や体調の急変などがあった場合には、お呼びすることがあります。
- ⑦お帰りの際は、お子さまの持ち物を必ずご確認ください。
- ⑧駐車場等では、事故の無いよう十分にお気をつけください。万一けがをされた場合はすぐに担当者へお知らせください。
- ⑨お子さまが寝られた時用に大きめのバスタオル等をお持ちください。

託児協力員の方へ

託児を始める前に必ず確認しましょう！

- 当日は10分前までにお越しいただき、主催者をお訪ねください。
- お車で越しの場合はご自宅からの走行距離を測ってきてください。
※印鑑(シャチハタ可)を必ず持参いただきますようお願いいたします。
- 託児中の携帯電話はお控えください。
- お子さまの急な体調不良などにより、託児人数が減り、当日現地でキャンセルとなる場合があります。その場合は、1時間分の活動費(800円)と交通費をお支払いいたします。
- お子さまの持ち物をご確認ください。
- お子さまの持ち物を確認していただき、各自持参された飲み物を飲ませてあげてください。食物アレルギー等が心配されるため、基本的にはお菓子等食べ物は与えないでください。事故の恐れがあります。
- 大事なお子さまをお預りするため、けがの無いよう十分にお気をつけください。万一けがをされた場合はすぐに地区運営事務局へお知らせください。
- 事故防止のため、お子さまを連れて、無断で託児室を出るようなことはしないでください。

その他 (全体で共有したいルール)

1. 未使用商品の取り扱い

- ①予定より参加人数が少なかった場合などに余った商品(未使用)は、地区運営事務局と相談の上、廃棄・買い取りをします。
- ②開封済みの商品は即日処分してください。

2. 勧誘などしないルール

- ①組合員活動を行うために知り得た電話番号やメールアドレスなどの個人情報は、活動期間中・活動のみに使用します。
- ②個人的に組合員活動以外の勧誘やチケット
- ③万が一、このようなことで困ったときは、地区運営事務局に相談してください。

3. 支出してはいけないもの

- ①カンパ、寄付、慶弔見舞金など
お取引先、講師などに「手みやげ」を渡すこと
- ②講師やバス乗務員などに昼食代やお礼としてお金を渡すこと
商品券、ビール券、図書カードなどの金券も不可
- ③消耗品以外の「備品」となってしまうもの
エプロン、なべ、皿、家電製品など
※消耗品とは…使うにつれて減ったりなくなったりする品物

4. 保険

コープしがは組合員行事保険に加入しています。別途保険に加入する必要性は基本的にありません。

行事保険の補償内容、適用範囲は92～93ページをご覧ください。



あなたのはじめの一步を 応援します！

できるコトづくり制度とは

コープしが「人と人とのつながりの中で、よりよい暮らしをともに作るウェルビーイング(well-being)の福祉」をめざし、その一環として、誰もがよりよい暮らしをつくる協同の担い手として、組合員・役職員一人ひとりが「できるコト」に取り組んでいます。

コープしが「できるコトづくり制度」は、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現していくため、一人ひとりが持つ「想い」や「願い」が結びつき、自立した仲間たちがさまざまな社会的課題に取り組んでいくことを支援するものです。この制度は、さまざまな「想い」や「願い」を持った個人や団体が新たな一歩を踏み出すための「学びの場—講座」の提供と、その「想い」や「願い」を実現させるために必要な「資金助成」からなっています。

事例から学べる実践的な講座制度

あなたのはじめの一步を応援する講座

4つのポイント

- 同じ考えを持っている仲間と出会う！
- チャレンジしたいことが見つかる！
- 成功事例からアイデアが生まれる！
- アイデアを具体化させる方法を学べる！

募集中の講座は、できるコトづくり制度のホームページをご覧ください。<https://www.dekirukoto.org/>

資金面をサポートする助成金制度

はじめて助成・活動助成とは

できるコトづくり制度では、団体・グループに対して助成金で活動を応援します。団体・グループにコープしがの組合員が含まれることが条件です。

◇はじめて助成

これをきっかけに団体・グループを立ち上げ活動を始めたい！今まで続けてきた活動で、少額の活動費で取り組める！

◇活動助成

活動を広げていくために新しいことにチャレンジしたい！資金があればこんなことをしたいと考えていた！

助成対象の活動について

私たちのふだんの暮らしを「5つのたいせつ」と捉え、“人のつながりのなかで、よりよい暮らしを共に作る”ことに通じる全ての活動です。

5つのたいせつ

たべる たいせつ

- 食べることは生きること。
- 食糧、生産地、栄養、食文化、食育などのテーマ

びわこ たいせつ

- びわ湖が育む水辺や里地、緑豊かな山々と多様な生きものたち。
- 環境保全、自然体験教育、エネルギー、エコな暮らしなどのテーマ

いのち たいせつ

- 他者と共に生き、思いやりやささあひ。そして争いのない平和な社会づくり。
- 人権、健康、医療、障がいのある人との生活などのテーマ

ちいき たいせつ

- みんなが主体的に取り組み、しあわせになれる地域づくり。
- 子育てサポート、伝統文化の継承、などのテーマ

くらし たいせつ

- 日々の暮らしを取り巻く不安を、力を合わせて越えていく。
- 居場所づくり、見守りパトロール、防災・減災などのテーマ

対象となる団体・グループの条件について

- コープしが組合員をメンバーに含む団体・グループ、NPO、自治会などの非営利組織であること。
- 活動の拠点が滋賀県内で、県内で活動の成果が反映されること。
- 特定の政党・宗教の活動でないこと。
- 滋賀県暴力団排除条例に定める暴力団・反社会的勢力に関係する構成員を含まないこと。
- 宣伝目的、その他公序良俗に反する活動を行わないこと。

助成金の説明会・相談会を開催します

応募を考えておられる団体・グループは、ぜひご参加ください。助成金の趣旨や審査基準、審査会のことなど制度に関するについて説明します。「はじめて助成」か「活動助成」どちらがいいか、具体的な応募書類の書き方や応募方法についてのご相談に応じます。

※助成金の説明会・相談会・応募は、できるコトづくり制度のホームページをご覧ください。 <https://www.dekirukoto.org>

※できるコトづくり制度の運営は、コープしがとともに、認定特定非営利活動法人しがNPOセンターが担っています。質問やお問い合わせはしがNPOセンターへお願いします。

1. 組合員活動委員会設置規程

(目的)

- 第1条** 組合員活動委員会(以下「委員会」という)は、地域の実情や共有からの学びをもって生活協同組合コープしがの事業と活動の発展を図ることを目的とします。
- 2 この規程は、委員会の組織及び運営等について定めます。

(役割)

- 第2条** 委員会は、以下の役割を担います。
- (1) 生活協同組合コープしがの諸政策、コープしがのたいせつ活動、協同組合原則について学び理解を深めます。
- (2) 各エリアでの話し合いの内容や組合員活動の取り組みなどについて共有し交流を図ります。
- (3) 上記(2)の内容をエリア協議会及び地域委員会につなぎ、地域に組合員活動を広げ、活動が活発になるよう話し合いをすすめます。

(構成)

- 第3条** 委員会は、理事長が指名する理事および職員とエリア協議会から選出された組合員(エリア委員)で構成します。
- 2 構成員でない役員は、任意に参加できます。
- 3 地区運営事務局長は、事務局として参加します。
- 4 必要に応じて関係職員が出席します。

(運営)

- 第4条** 委員会は、組合員活動管掌部局の責任者が招集します。
- 2 委員会の開催は、隔月1回を基本とし必要に応じて臨時に開催することができます。
- 3 委員会の運営は、組合員理事がその役割を担います。
- 4 委員会の事務局は、組合員活動管掌部局が担います。

(活動の報告)

- 第5条** 委員会で交流した内容や学びの内容などについては、委員会報告として常勤理事会へ報告します。

(解釈上の取り扱い)

- 第6条** この規程の定める事項について、解釈上の疑義が生じた場合は、制定改廃起案責任者が決裁します。

(改廃)

- 第7条** この規程の改廃は、制定改廃起案責任者を専務理事と定め、理事会の議決で行うものとします。

附則(施行期日)

- この規程は、2010年11月2日に制定し、2011年6月1日から施行します。
- この規程は、2019年2月19日に改正し、3月21日から施行します。
- この規程は、2022年8月2日から施行します。

2. エリア協議会設置規程

(目的)

- 第1条** エリア協議会(以下「協議会」という)は、理事会や地域委員会との連携をもって、生活協同組合コープしがの事業の発展と地域における活動の発展を図ることを目的とします。
- 2 この規程は、協議会の組織及び運営等について定めます。

(役割)

- 第2条** 協議会は、以下の役割を担います。
- (1) 総代会・理事会で確認されたくらしの課題や活動計画に基づき、次の事項について話し合います。
- ① エリア内の組合員活動に関わる予算

- ② エリア内の組合員活動内容の情報共有
- ③ 地域委員会の設置単位
- ④ 地域委員会活動の話し合い内容や行事企画の確認と情報共有
- ⑤ ひろば活動やチーム活動の設置数及び活動内容に関する確認
- ⑥ コープ倶楽部の情報共有
- (2) 理事会と連携し諸規定等で定められた組合員の委員選出をすすめます。
- (3) 地域における活動を通じて寄せられた声を理事会につなぎます。
- (4) 行政や地域諸団体とつながりを持ち、くらしの課題の改善に向け話し合いの場を広げます。

(設置)

- 第3条** エリアの単位は、別表に定める行政区を区切りとした7区分とし、エリアごとに協議会を設置します。

(名称)

- 第4条** 協議会の名称は、生活協同組合コープしが第〇エリア協議会とします。

(構成)

- 第5条** 協議会は、理事、地域委員会委員長、公募のエリア委員、センター長、店長、地区運営事務局職員で構成します。
- 2 協議会には、必要に応じて、ふくしのなかまのメンバー、担当理事以外の理事、その他の関係職員が出席することができます。
- 3 地域委員会委員長と公募のエリア委員の合計人数は、5～20人とします。
- 4 公募のエリア委員は、当該エリアの組合員から選出します

(任期)

- 第6条** 組合員のエリア委員の任期は、3月21日～翌年3月20日の1年とします。
- 2 組合員のエリア委員の継続期間は、以下のとおりとします。
- (1) 地域委員会委員長は、地域委員会設置規程に則します。
- (2) 公募のエリア委員は、最長3年とします。

(運営)

- 第7条** 協議会は、担当理事が招集します。
- 2 協議会の開催は、月1回の定例とし必要に応じて臨時に開催することができます。
- 3 協議会の事務局は、地区運営事務局が担います。

(構成員の役割)

- 第8条** 協議会のメンバーは、それぞれ以下の役割を担います。
- (1) 地域委員会委員長は、協議会で確認されたことを地域委員会につなぎます。また、地域委員会の声を協議会につなぎます。
- (2) 公募のエリア委員は、各種の委員会に参加し必要な内容を協議会につなぎます。
- (3) センター長及び店長は、地域の事業内容を報告し、事業と組合員活動を結ぶ役割

を担います。

(運営費)

- 第9条** 協議会の運営費は、教育文化費からの支出とし、その管理及び会計は地区運営事務局が担います。
- 2 組合員のエリア委員の交通費は、役員員の「業務外出に伴う旅費精算規程」に準じ教育文化費から支給します。

(活動報酬)

- 第10条** 組合員のエリア委員の活動報酬は、その役割や責任に対する手当として定額制とします。
- 2 活動報酬の金額及び支払い方法は、別途定めます。

(活動の報告)

- 第11条** 協議会は、以下の事項を常勤理事会に報告します。
- (1) エリア委員名簿と役割分担
- (2) 活動計画
- (3) 活動報告
- (4) 会議報告
- (5) エリアニュースなどの発行物
- なお、(1)～(5)のうちエリア協議会で必要と確認したものは、エリア内組合員に報告します。

(解釈上の取り扱い)

- 第12条** この規程に定める事項について、解釈上の疑義が生じた場合は、制定改廃起案責任者が決裁します。

(改廃)

- 第13条** この規程の改廃は、制定改廃起案責任者を専務理事と定め、理事会の議決により行ないます。

附則(施行期日)

- この規程は、2006年2月7日から施行します。
- この規程は、2008年3月21日から施行します。
- この規程は、2011年3月21日から施行します。
- この規程は、2011年7月5日から施行します。
- この規程は、2019年5月28日に改正し、6月18日から施行します。
- この規程は、2022年8月2日から施行します。

3. 地域委員会設置規程

(目的)

- 第1条** 地域委員会(以下「委員会」という)は、地域組合員の参加と参画をもって、生活協同組合コープしがの事業と地域における組合員活動の発展を図ること

を目的とします。

- 2 この規程は、委員会の組織及び運営等について定めます。

(活動)

第2条 委員会は、以下の活動をすすめます。

- (1) 地域のくらしにあったできることについて話し合います。
- (2) 地域へ広げるためにできることについて話し合います。
- (3) エリア協議会で確認したことについて話し合い、組合員同士や地域とコップしがつながる場づくりをすすめます。
- (4) 話し合ったこと、学んだことをより多くの組合員に知らせ、よりよいくらしづくり、住みよいまちづくりの実現に向けて、情報を提供します。
- (5) 学習会や交流会などの参加者の声、地域の声をエリア協議会につなぎます。

(設置)

第3条 委員会は、市町単位を基本とし、最大で行政区(市・郡・町)、最小で小学校区の単位とします。

- 2 設置の単位は、エリア協議会で確認し理事会に報告することで再編可能とします。

(名称)

第4条 委員会の名称は、生活協同組合コップしが〇〇(市・郡・町)△△地域委員会とします。

(構成)

第5条 委員会は、設置区域の組合員4～10人で構成し互選で委員長と副委員長を定めます。

(委員の選出)

第6条 翌年度の地域委員は、委員会の設置区域ごとに公募で選出します。選出された委員は、設置区域のエリア協議会に報告します。

(任期)

第7条 地域委員の任期は、3月21日～翌年3月20日の1年とします。最大6年間の継続を可能とします。

(運営)

第8条 委員会は、委員長が招集します。
2 委員会の開催は、月1回を目安とし委員で話し合って設定します。

(委員の役割)

第9条 委員会は、一部の委員に負担が生じないようにそれぞれ役割を分担します。

- (1) 委員長は、その委員会を代表してエリア協議会に参画します。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐するとともに委員会の会計を担当します。

(運営費)

第10条 委員会の運営費は、教育文化費からの支出とし理事会が定めた基準に基づいて活動に必要な経費をエリア協議会に申請します。

- 2 委員の交通費は、役職員の「業務外出に伴う旅費精算規程」に準じ教育文化費から支給します。

(活動報酬)

第11条 地域委員の活動報酬は、その役割や責任に対する手当として定額制とします。

- 2 活動報酬の金額及び支払い方法は別途定めます。

(活動の報告)

第12条 委員会は、以下の事項をエリア協議会に報告します。

- (1) 地域委員名簿と役割分担
 - (2) 活動計画と運営予算
 - (3) 活動報告と決算
 - (4) 会議報告
 - (5) 行事企画案内などの発行者
- なお、(1)～(5)のうち委員会で必要と確認したものは、設置区域の組合員に報告します。

(解釈上の取り扱い)

第13条 この規程の定める事項について、解釈上の疑義が生じた場合は、制定改廃起案責任者が決裁します。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、制定改廃起案責任者を専務理事と定め、理事会の議決により行います。

附 則(施行期日)

この規程は、2011年3月21日から施行します。
この規程は、2022年8月2日から施行します。

合ったこと、地域諸団体とのつながりの中で気づき、学んだことなど、エリア協議会に報告します。

- (3) 話し合いから生まれる企画づくりや活動は、エリア協議会に報告し確認のもとですすめます。
- (4) 地域の課題として地域委員会と連携する取り組みをすすめます。

(設置)

第3条 ふくしのなかまは、エリア協議会のもとに設置します。

- 2 設置の単位は、エリア協議会で確認しテーマ別などエリアで複数設置も可能とします。

(名称)

第4条 ふくしのなかまの名称は、生活協同組合コップしが第〇エリアふくしのなかまとします。

(構成)

第5条 ふくしのなかまは、設置区域の組合員4人～10人を基本とします。

- 2 他の活動ステージ(エリア委員、地域委員、ささえあいコーディネーター会メンバー等)との兼任も可能とします。
- 3 ふくしのなかまには、必要に応じて、担当理事、地区運営事務局職員、地域諸団体構成員が出席できます。

(任期)

第6条 任期は定めず参加および退会は時期を問わず自由とします。

(運営)

第7条 ふくしのなかまは、地区運営事務局が招集します。

- 2 ふくしのなかまの開催は、月1回を目安としメンバーで話し合って設定します。

(構成員の役割)

第8条 ふくしのなかまのメンバーは、以下の役割を分担します。

- (1) 定例会は、話し合いの進行係をその都度決めます。
- (2) 話し合いの内容をエリアにつなぐため、書記をその都度決めます。

5. コープ倶楽部設置規程

(目的)

第1条 コープ倶楽部は、組合員が生協のことを知り学ぶ場とし、組合員の運営参加を広げる基盤とすることを目的とします。

- 2 この規程は、コープ倶楽部の組織及び運営について定めます。

(活動)

第2条 コープ倶楽部は、以下の活動をすすめます。

- (3) 話し合いから生まれる企画や活動の実施にあたっては、推進リーダーを決めます。その際は、企画メンバーで企画書作成や報告作成を分担します。
- (4) エリア協議会において報告したり、発信したい内容がある場合は報告者をその都度決めます。

(運営費)

第9条 ふくしのなかまの運営費は、エリア教育文化費からの支出とします。

- 2 企画や活動の費用は、エリア協議会に必要な経費を申請します。
- 3 メンバーの交通費は、役職員の「業務外出に伴う旅費精算規程」に準じ支給します。

(活動費)

第10条 メンバーの活動費は、組合員活動協力員制度を適用します。

(活動の報告)

第11条 ふくしのなかまは、以下の事項をエリア協議会に報告します。

- (1) メンバー名簿(メンバーの新たな参加や退会は報告書に記載)
 - (2) 活動計画
 - (3) 活動報告
 - (4) 会議報告
- なお、(1)～(4)のうちエリア協議会で必要と確認したものは、エリア内組合員に報告します。

(解釈上の取り扱い)

第12条 この要領に定める事項について、解釈上の疑義が生じた場合は、制定改廃起案責任者が決裁します。

(改廃)

第13条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を組合員活動部局の管掌役員または執行役員と定め常勤理事会の議決により行います。

附 則(施行期日)

この規程は、2022年7月29日から施行します。

4. ふくしのなかま設置要領

(目的)

第1条 ふくしのなかまは、コープしが福祉政策に掲げられている地域福祉の推進に寄与することを目的とします。

- 2 この要領は、ふくしのなかまの組織及び運営について定めます。

(活動)

第2条 ふくしのなかまは、以下の活動をすすめます。

- (1) ふだんのくらしのしあわせの実現のため、地域の実情にあわせて自由にみんなて話し合います。
- (2) 地域の福祉について、メンバーで話し

(構成)

第4条 コープ倶楽部は、登録組合員とコーディネーターで構成します。

- 2 コープ倶楽部には、必要に応じて役員が参加することができます。

(募集)

第5条 コープ倶楽部の登録組合員の募集は、常勤理事会で募集要領を確認し実施します。

(運営)

第6条 コープ倶楽部の運営は、コーディネーターが担います。

- 2 組合員活動管掌部局及び地区運営事務局は、必要に応じてサポートします。
- 3 年間活動カリキュラムは、以下の事項によるものとし常勤理事会で確認します。
- (1) 基本のテーマはコープしがの5つのたいせつ活動とします。
 - (2) 地域の話題やタイムリーな話題をテーマに組み込む場合があります。
 - (3) テーマによっては登録した組合員以外の組合員や地域に向けて公開する場合があります。

(コーディネーター)

第7条 コーディネーターは、選考の上、コープ倶楽部の運営を委嘱します。

6. チーム活動要領

(位置づけ)

第1条 チーム活動は、「くらしを良くし安心してくらすために」組合員が身近なところで、関心事や趣味を同じくする組合員同士やお友達が集まって、文化、福祉、環境、子育て、スポーツなど、自由にテーマを決め、自分たちがしたいことに取り組める活動です。生協はこの活動を応援し、人と人のつながりが深まるよう助成をします。

(約束ごと)

第2条 チーム活動は、以下の約束ごとに則ってすすめます。

- (1) 1チーム3人以上で、そのうち2人以上が組合員であれば組合員以外の人も参加できるものとします。(組合員以外とは、組合員世帯以外の人とします)
- (2) チームの代表者は組合員とし、代表者はエリア協議会に申請をします。
- (3) 特定の政党や宗教団体と関わる活動や営利を目的とした活動のサークル等は申請できません。
- (4) 飲食品に使うときは、生協で購入した商品のみを助成対象とします。
- (5) 前条の位置づけに照らし、活動内容、助成金の使途が目的にそぐわないとエリ

- 2 コーディネーターの手当は別途定めます。

(運営費)

第8条 コープ倶楽部の運営費は、教育文化費からの支出とし、理事会で決定された組合員活動予算に基づいてすすめます。

(活動の報告)

第9条 コープ倶楽部の活動状況は、常勤理事会に報告します。

(解釈上の取り扱い)

第10条 この規程の定める事項について、解釈上の疑義が生じた場合は、制定改廃起案責任者が決裁します。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、制定改廃起案責任者を組合員活動部局の管掌役員または執行役員と定め、常勤理事会の議決により行います。

附 則(施行期日)

この規程は、2010年11月2日から施行します。
この規程は、2019年5月28日に改定し、6月18日から施行します。
この規程は、2022年7月29日から施行します。

ア協議会が判断した場合は、助成金を支給しません。

(募集・登録の手続き)

第3条 チーム活動は以下の手順で募集、登録を行います。

- (1) エリア協議会は、定数を定めてチームの募集を行います。
- (2) 申請は代表者が居住するエリア協議会が受け取ることを基本とします。
- (3) 申請を受けたエリア協議会は内容を確認し、登録します。

(助成金)

第4条 チーム活動は以下のように助成を行います。

- (1) 助成金は、一人あたり500円までの実費を助成することとし、1チーム上限5,000円までとします。
- (2) 活動は登録制で、重複登録はできませんが、助成は1人につき年間1回とします。
- (3) 助成対象の範囲は、組合員及び組合員以外として認めた非組合員とします。
- (4) 手続きや約束ごとが守られていなかった場合は、助成金を支給しないことがあります。
- (5) チーム活動の助成金は、報告提出後、地区運営事務局より支給します。

(報告会・情報の共有化その他)

第5条 チーム活動の報告は、以下のとおりに行うものとします。

- (1) 活動の成果を共有できるように、エリア協議会の主催する組合員活動交流会などに参加します。
- (2) 代表者は活動報告書を地区運営事務局の指定する期日までに提出します。
- (3) 報告書には活動の内容がわかる画像や資料などを添付します。
- (4) 活動報告で提出された報告書、および画像や資料などは、取り組みの内容を広く組合員に紹介するため広報することがあります。

(解釈上の取り扱い)

第6条 この要領が定める事項について、解

7. ひろば活動要領

(位置づけ)

第1条 ひろば活動は、「くらしを良くし、安心してくらすために」組合員が地域の中で人の交流の場を生み出したり、共有したいと思うテーマについて話し合い、考える場を広めるために、自由・柔軟な発想で取り組む活動です。生協はこの活動を応援し、組合員が地域との結びつきを広げられるよう助成をします。

(約束ごと)

第2条 ひろば活動は、以下の約束ごとに則ってすすめます。

- (1) 担い手は4人以上(上限の目安は10人)とし、そのうち組合員が3人以上であれば組合員以外の人も参加できるものとします。(組合員以外とは、組合員世帯以外の人とします)
- (2) ひろばの代表者は組合員とし、代表者はエリア協議会に申請します。
- (3) 特定の政党や宗教団体と関わる活動や営利を目的とした活動のサークル等は申請できません。
- (4) 前条の位置づけに照らし、活動内容、助成金の使途が目的にそぐわないとエリア協議会が判断した場合は、助成金を支給しません。

(募集・登録の手続き、および実施)

第3条 ひろば活動は、以下の手順で募集、登録、実施にあたります。

- (1) エリア協議会は、定数や助成金額を定めてひろばの募集を行います。
- (2) 申請は、主たる参加募集地域のエリア協議会で受け付けることを基本とします。
- (3) 申請を受けたエリア協議会は内容を確認し、登録します。計画に無理があると

釈上の疑義が生じた場合は、制定改廃起案責任者が決裁します。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を組合員活動部局の管掌役員または執行役員と定め、常勤理事会の議決により行います。

附 則(施行期日)

この要領は、2006年2月7日から施行します。
この要領は、2011年3月21日から施行します。
この要領は、2012年3月27日から施行します。
この要領は、2022年7月29日から施行します。

考える場合には再検討を求めます。

- (4) 地区運営事務局は、エリアでの広報物により、ひろばの広報を行います。
- (5) ひろば活動への参加希望者が定員を超える場合には、基本的に抽選により参加者を決めることとします。
- (6) ひろばの開催にあたって、広報や調査活動などコープしがから協力を依頼することがあります。

(助成)

第4条 ひろば活動に対しては、以下のように助成を行います。

- (1) 組合員発の活動の広がりを支援する観点から、活動に必要な実費に対して一部助成をするものとします。助成の対象項目、助成金の上限額は常勤理事会にて定めます。
- (2) 手続きや約束ごとが守られていなかった場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- (3) エリア協議会で確認されたひろば活動の助成金は代表者の指定する口座に振り込みます。

(報告書の提出・情報の共有化)

第5条 ひろば活動の報告は、以下のとおりに行うものとします。

- (1) 代表者は実施後1か月以内に報告書を提出するとともに、精算後、助成金の残金がある場合には返還します。
- (2) 報告書には活動の内容がわかる画像や資料などを添付します。
- (3) 活動報告で提出された報告書、および画像や資料などは、取り組みの内容を広く組合員に紹介するため広報することがあります。

(解釈上の取り扱い)

第6条 この要領の定める事項について、解釈上の疑義が生じた場合は、制定改廃起案責任者が決裁します。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、制定改廃起案責任者を組合員活動部局の管掌役員および執行役員と定め、常勤理事会の議決により行います。

8. 託児協力員制度

1. 目的

組合員活動や機関運営にともなう子育て層の参加・参画を広げるため、また、生協事業・活動をともにすすめていく子育て中の職員を支援するため、お互いさまの活動のひとつとして「託児協力員制度」を定めています。託児事業者や保育士といった専門職に限らず、組合員どうしが互いに助け合おうという想いを大切に、さまざまな組合員活動や機関会議に必要な託児を支援する制度として運用します。

2. 登録・運用

- 1) 「託児協力員」の募集は地区運営事務局が行います。「託児協力員」として活動が可能な方は地区運営事務局に登録用紙を申請します。
- 2) 研修・学習会の実施
子育てや託児を取り巻く考え方や状況が変化する中で「託児協力員」や「託児利用者」が互いに学びあい、交流しあうことを目的に地区で「託児研修会(学習会)」を開催します。

3. 行事・企画にともなう「託児協力員」の募集と決定

- 1) 「行事企画・広報申請書」で地区運営事務局に「託児協力員」の必要事項を申請します。
【行事名・開催日時・開催会場・託児協力員人数】等
- 2) 行事開催日までに地区運営事務局から行事主催者に「託児協力員」の決定を連絡します。
- 3) 「託児協力員」の人数変更について
必要とする「託児協力員」の人数に追加が生じた場合、行事2日前までに地区運営事務局へ連絡します。

9. 組合員活動協力員制度

1. 組合員活動を行うにあたって人員が不足した時など、活動のサポートをする制度として、組合員活動協力員制度を設けます。
2. 組合員活動協力員はエリア協議会又は地域委員会が募集します。

附 則(施行期日)

この要領は、2011年3月21日から施行します。
この要領は、2016年3月21日から施行します。
この要領は、2019年5月28日に改定し、6月18日から施行します。
この要領は、2022年7月29日から施行します。

必要とする「託児協力員」の人数に削減が生じた場合、前日(午前中)までに地区運営事務局へ連絡します。
行事当日、「託児協力員」の人数に削減が生じた場合、主催者の判断で「託児協力員」と話し合いのうえ必要な「託児協力員」を残し活動の依頼を取り消します。この場合、活動費の一部および交通費実費を支払います。

4. 託児費の請求について

行事・企画に参加し、託児を依頼する組合員は預ける子どもの年齢に関わらず、子ども1人につき託児費を行事主催者に支払います。

5. 託児対象

基本として1才以上とし、1才未満の乳児については行事・企画主催者は事前に地区運営事務局に相談します。

6. 託児協力員への活動費等の支払

行事・企画主催者は「託児協力員」に活動費800円/時間および交通費実費を支払います。
※行事・企画終了時刻の延長がある場合、超過分を加味して精算します。

7. 託児のおやくそく

託児の依頼者、託児協力員ともにお互いさまの「託児協力員制度」がスムーズにすすむよう、別途「託児のおやくそく」を定めます。

8. 終了連絡

行事・企画主催者は託児終了後、地区運営事務局に託児活動の終了報告【活動協力員人数・活動時間・その他気付き事項等】を行います。

3. エリア協議会又は地域委員会は組合員活動協力員1回の活動につき、活動費1,000円と役職員の「業務外出に伴う旅費精算規程」に準じた交通費を支給します。

10. 会議室等に関する貸出管理細則

(目的)

第1条 この管理細則は、コープしがが所有管理する施設内の会議室等について、貸出する対象施設や使用条件等を定める。

(貸出対象者)

第2条 貸出対象者は、組合員、生協に関連・関係する個人・団体及び地域の個人・団体等を対象とする。また、施設管理者及び事業所長(以下、「施設責任者」という)が認めた場合はその範囲とする。

- 2 但し、生協活動の主旨にそぐわない使用及び営業行為・集会・催し等を行った場合や、過去での使用時に著しく生協に迷惑をかけた対象者については、貸出を行わない。
- 3 営利目的での使用についてはこの細則は適用せず、貸出条件について協議し契約した上で使用を認める。
- 4 営利目的での使用の基準は次の通りとする。
・物品販売、サービス提供による収益事業
・個人による教室、カルチャー講座等については対価が1回あたり一人1,000円、月4,000円を超えるものとする。

(対象とする施設、貸出可能日時等)

第3条 対象施設は、日常的に申し出に対応できる施設であること、施設責任者が常駐する施設とし、貸出可能日は営業日に限定する。(施設の安全管理と利用者の安全確保の面から適切に対応できる施設)

- 2 施設の構造上・管理上・業務上において貸出を考慮していない施設等は除外する。
- 3 貸出可能日、貸出可能時間以外での使用については条件等について協議し、組合員活動主管部署の統括マネージャーの決裁を得て貸出を行う。
- 4 貸出対象施設は「別に定める」こととする。

(施設使用料等)

第4条 生協の事業、生協の機関運営会議、エリア協議会や地域委員会、コープ倶楽部で使用する場合は無料とし、それ以外は有料とする。

- 2 施設使用料の支払い方法について、施設により前払い制を採用することができる。
- 3 使用料は「別に定める」こととする。

(決裁)

第5条 申請に関する貸出の可否及び条件以外の貸出については、施設責任者が決裁を行うものとする。

- 2 生協の機関運営や地域の組合員活動の促進を図るため、施設貸し出し申請日を定める。
- 3 生協の事業、生協の機関運営会議、エリア協議会や地域委員会、コープ倶楽部は、

貸出日の3ヶ月前から貸し出し申請を行うことを可能とする。その他の個人・団体は貸出日の2ヶ月前から貸し出し申請を行うことができることとする。

- 4 申請が重なった場合は、申請者相互で調整を行うこととする。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 許可を受けた目的以外に使用し、または他者に使用させないこと
- ② 許可を受けた施設または設備以外のものを使用しないこと
- ③ 許可を受けた使用時間を厳守すること
- ④ 付属備品の使用については申し込み時に申請すること
- ⑤ 室の使用後は必ず清掃し、使用備品は原状に復し、使用点検を行うこと
- ⑥ 前各号のほか、施設責任者が指示した事項

(立入り)

第7条 施設職員は、使用目的の確認、施設の防火、施設の構造の保全など施設の管理上必要があるときは、使用者に通知の上、使用中に立ち入ることができる。

(免責事項)

第8条 使用者及び集会・催しの参加者同士の不可抗力やトラブルによる事故、怪我等の損害については、生協は一切責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設または設備・備品を損傷または滅失したときは、速やかにその旨を届け出し、その額を賠償しなければならない。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、制定改廃起案責任者を常勤理事会が指名した組合員活動主管部署の統括マネージャーと定め、常勤理事会の議決により行う。

附則(施行期日)

第11条 この細則は、2003年12月1日から施行する。
2005年12月26日改正
2006年9月25日改正
2006年12月25日改正し、2007年3月21日から施行する
2011年8月29日改正し、2011年10月1日から施行する
2014年3月24日改正し、2014年4月1日から施行する
2014年12月22日改正し、2015年3月21日から施行する

2025年度組合員活動及び各種委員会のすすめ方について

1. 組合員活動について

(1) 組合員活動の目的

「くらしを良くし、安心してくらすために」

(2) 組合員活動でたいせつにすること

- ①「私たちのくらし」を「5つのたいせつ」の視点で考えてみましょう。
- ②みんなで話し合うことを大事にしながら組合員活動を楽しみましょう。話し合いから気づき、様々な考え方を知り視野もひろがります。
- ③みんなの力を合わせ取り組むプロセスを大事にしましょう。わずかでも前進すること、チャレンジしたことを、みんなで認め合ひましょう。
- ④活動をすすめていく中で、新しいなかまの参加がひろがることを楽しみましょう。つながり、学び、交流する場に積極的に参加しましょう。
- ⑤活動の目的「何のために」をみんなで話し合い確認しましょう。活動の目的を中心において、想いや、願いをカタチにした企画につなげましょう。
- ⑥地域とのつながりを大事に取り組みましょう。地域に話し合いの場をひろげると、共感する人も増え、持続できる活動へと成長できます。

2. 2025年度組合員活動の基本的なすすめ方について

- (1) 2025年度は、コロナ以前の活動件数、参加人数に参加が広がるよう、各ステージの目的や役割を確認し、「何のために」の目的に向かってすすめられるよう取り組みます。リアルで集まれ、活動する喜びを、体感する機会をもっと増やしていきます。
- (2) 「組合員活動の目的」と「組合員活動でたいせつにすること」を活動に関わる人みんなで共有し、話し合うことをたいせつにして、企画や活動を行います。「なんのために」を意識し常に振り返りながらの取り組みを継続的にすすめます。
- (3) 地域の組合員にもっとも近い組合員活動組織である「地域委員会」がめざす役割を再認識して、地域委員会の活動がより地域の中に広がることを軸にした取り組みをすすめます。
- (4) 5つのたいせつ活動について、組織活動の発信から、地域の中で「広げてやってみよう」に繋げる活動をすすめます。また、タブレット(teams)をもっと活用し、情報提供だけでなく、オンラインによる参加の機会を広げるツールとして活用を図

ります。

- (5) 子どもや夫婦、ファミリーみんなで参加出来る広がる取り組みを応援します。特に、次代を担う、子ども達に向けた、子育て支援企画や健康といったテーマについて、組織活動と合わせ情報提供できるよう支援します。
- (6) 多くの企画で託児が実施できるよう、託児協力員制度への協力を呼びかけ強化に取り組みます。
- (7) チーム活動、ひろば活動、ふくしのなかまの認知度を高めるため、広報掲載の回数を増やし、活動参加者の声を発信します。また、取り組みを交流する機会を作るなどアウトプットの強化をすすめます。
- (8) 組合員に対して教育文化費の位置づけや、考え方をじっくり浸透させ、理解を深めるため、継続して教育文化費について、エリア協議会、地域委員会で継続して学ぶ機会をもうけます。また、組合員活動組織の枠組み見直しについても、出来ることからすすめて、組合員の意見を聴きながら検討していきます。

3. 2025年度組合員活動各ステージの重点課題

(1) 組合員活動委員会

- ① 各エリア内の活動事例や困り事の情報共有と情報交換の場として位置づけます。また、くらしの想いの詰まった政策や方針をすすめるために、コープしがの政策

を学んだり、今のくらしの実態を知ったりすることで、「私たちにできることは何か」を考えるとともに、地域で伝え広めることへとつながるような学びの場も設定し、委員会運営をします。

- ② 委員と役職員とのコミュニケーションを強化しながらすすめます。
- ③ 組合員活動委員会運営協議会では、組合員活動委員会が組合員活動委員の気づきや発見につながる場、困りごとが解決する場、学びの場となるよう、組合員理事が中心となって運営方法の協議をおこないます。
- ④ 教育文化費についてもエリアでの有効的な活用がすすんでいるか、取り組みを共有します。
- ⑤ 開催方法はリアル開催を基本としながら、オンラインでの参加もできるようにすすめます。

(2) エリア協議会

- ① 理事会方針を地域で具体化するという目的において、理事会方針と議案書との関係(5つのたいせつや年度毎のテーマ)を強めた運営をすすめます。
- ② 継続して、地域委員会の成果や困り事、心配事などを共有し、課題を解消してスムーズな運営で地域に参加・参画が広がるための話し合いとサポートを行います。
- ③ 地域の中での活動団体(ささえあいコーディネート会・ふくしのなかま・できるコトづくり助成団体)の活動情報共有を強めてネットワークづくりを推進します。
- ④ 教育文化費について引き続き、エリアでの有効的な活用と組合員への理解が広がるように話し合います。
- ⑤ タブレット活用をすすめ、情報発信や共有、意見集約のスピードアップを目指します。またTeamsのオンライン会議機能などの活用をすすめ、時間や場所による制約の少ない話し合いの場も広がるよう援助していきます。
- ⑥ 地域委員会、チーム活動、ひろば活動、ふくしのなかまの取り組みを交流し、広める機会を作るなど、エリアでのアウトプットについて考えます。

(3) 各種委員会

- ① 商品開発検討委員会
会議に参加できる委員の選出とし、委員会からの情報発信や情報共有を地区運営事務局ですすめ、エリア協議会との連携を密にしながらすすめます。リアル開催を基本とします。
- ② 産直・県内商品普及委員会
エリア内での組織活動での商品普及の取り組みや組合員活動の場への商品普及の場の検討をすすめます。リアル開催を基本とします。
- ③ おせちモニター

組合員アンケートをもとに、組合員のお正月の過ごし方にあった、おせちづくりをすすめるために、幅広い世代の意見を聞き、年齢層にこだわらない、滋賀県の文化や特産を意識して、多くの組合員に支持される「オリジナルおせち」づくりをすすめます。

④ コープ倶楽部

2025年度も引き続き、組合員が生協を知り、学ぶため、身近な地域に集まり、組合員同士で商品や子育て、食や福祉など、くらしに関わる様々な事について気軽に話し合える場として展開します。

(4) 地域委員会

- ① 組合員のくらしの中の想いや願いの詰まった方針や政策を地域の中で地域の実情にあったやり方で地域に広めていくことを継続します。
- ② 地域の心配ごとや困り事の発信からはじまり、「なんのために」「だれのために」の目的を常に明確にした取り組みを通じて、地域組合員の声を拾い上げて理事会につなげます。
- ③ 各地域委員会のメンバーの到達度合いや実情を踏まえながら、地域委員長と地区運営事務局とのコミュニケーションをより強化し、段階的にサポート度合いをゆめ、自立運営を促すようにすすめていきます。
- ④ 教育文化費について引き続き、エリアでの有効的な活用と組合員への理解が広がるように考えます。

(5) ふくしのなかま

- ① メンバー 1 人 1 人の関心ごとやエリアごとに、「つどいの場」を立ち上げ、地域密着型の福祉活動が広がる自主的な運営となるようサポートしていきます。
- ② 話し合いからの「企画」が具体化できるよう、また、エリア協議会との情報共有がすすむよう支援します。
- ③ 地域の中で多様な人材による運営の場となるよう、引き続き仲間づくりのサポートをすすめます。
- ④ 広く認知され、新たな組合員の参加が広がるよう、情報発信の工夫をします。

(6) ひろば・チーム活動

日常的な組合員の声から関心事を把握し、安心して活動ができるよう、役職員からも後押しをおこないます。また、「できるコトづくり制度」へのチャレンジなど

にも役職員が一人ひとりに関心を寄せてサポートしていく形です。活動が認知され、参加が広がるよう、情報

発信の工夫とあわせ、チーム活動は申請等手続きがweb等でもできるようにします。

5. 2025年度エリア委員の公募と確認、参加時期について

- (1) 組合員活動委員会、商品開発検討委員会、産直・県内 商品普及委員会のエリア委員の公募をすすめます。
- (2) エリア協議会規程に則り2月に公募し(スパイラル)、3月度のエリア協議会で確認します。
- (3) 4月度エリア協議会から参加し、4月度～5月度からスタートする各委員会に参加します。
- (4) 「ふくしのなかま」は、新規募集や追加募集を上記と同様2月に公募(スパイラル)、3月度のエリア協議会で確認します。

コープしが「できるコトづくり制度」運用要項(抜粋)

1. 目的

協同組合は共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、一人ひとりが市民として結びついて行く中で、それぞれが持つ力を発揮し、社会的課題に取り組む自立した活動が出来る組織です。コープしが「できるコトづくり制度」は、一人ひとりが持つ「想い」や「願い」が結びつき、自立した仲間たちがさまざまな社会的課題に取り組んでいくことを支援することを通じて、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現していくことを目的に創設するものです。

この制度はさまざまな「想い」や「願い」を持った個人や団体が新たな一歩を踏み出すための「学びの制度」と、その「想い」や「願い」を実現させるための「助成制度」からなるものです。

2. コープしが「できるコトづくり制度」の枠組み

(1) 運営管理

できるコトづくり基金の運営にあたっては様々な分野での市民活動団体支援、起業支援の実績をもつ民間中間支援センター「しがNPOセンター」に運営を委託し、講座企画、助成審査、助成活動者フォローができる体制をとります。

(2) 構成

コープしが「できるコトづくり制度」は以下の内容で構成します

■講座企画 「できるコトづくり」を起そうとするグループや個人を支援するもの

■助成制度 活動グループの立ち上げや活動を支援するもの また新たな起業につながるもの

(3) 講座企画

- 1) できるコトづくり基金の趣旨説明、コープしがのめざす協同への参加呼びかけ
- 2) 暮らしの諸問題を、それに取り組む先達活動者から学び交流する企画
- 3) 主体づくりのための講座企画
やってみようという人の意欲の醸成、なかまづくり等のファシリテーション
- 4) 活動グループの立ち上げ方や運営ノウハウを学ぶ企画
- 5) NPO立ち上げ、仕事おこし・起業など、より大きな活動をめざす講座企画

(4) 支援の種類

1) はじめて助成

新たな活動や、新たに団体・グループを立ち上げることに對しての支援

■助成額 上限10万円

■継続可能年数 助成期間2年まで

2) 活動助成

活動の社会的意義を広げる新たな試みに取り組むグループへの支援

規約を持ち1年以上活動実績があるもの

■助成額 上限30万円

■継続可能年数 助成期間3年まで

3) NPO立ち上げ・起業支援助成

仕事おこし・起業に挑戦するなかまへの支援

1年以上の活動実績をもち、めざす事業計画をもった活動グループが対象

■助成額 上限100万円

■継続可能年数 助成期間3年まで

3. 助成制度の対象と基準

(1) 助成対象となる取り組み

助成対象は「人のつながりのなかでよりよい暮らしを共にする」ことに通じる全ての活動とします。取り組み方は私たちのふだんの暮らしを「5つのたいせつ」ととらえ、知り、学び、伝えあって、「ふだんの暮らしのしあわせ」づくりにつながる以下の活動とします。

① たべる*たいせつ

たべることは生きること。私たちの命を育む根源である、たべることに通じる食糧や生産地、栄養や食文化、食育などの「食」をテーマにした活動

② びわこ*たいせつ

滋賀県の約6分の1を占める琵琶湖や周囲の緑豊かな山々。水辺や田園、里山など、そこで命を営む生き物たち。多様な生き物たちと共に生きていくことができる「環境」をテーマにした活動

③ いのち*たいせつ

限りあるかけがえのない命。他者の存在や命を大切に思うことは、自分はたった一人で生きているのではなく、他者とともに生きる存在であることに気付く。そこから生まれる思い遣りやささえあうことを大切にしたい、「平和」な社会づくりに向けて取り組む活動

④ ちいき*たいせつ

家族だけではなく、さまざまな人と人のつながりがある地域。暮らしの中のさまざまな課題に多様な人が互いに関わり合える協同のある地域。一人ひとりが主体性と責任を自覚し助け合うことでみんながしあわせになれる「地域づくり」に向けて取り組む活動

⑤ ぐらし*たいせつ

いつもと違う私の暮らし、いつもと違う誰かの暮らし。日々の暮らしを取り巻く災害や犯罪、老後などのさまざまな不安。私の不安はみんなの不安かも知れない、あの人の寄り添えば楽になってくれるかも知れない。私にできることからみんなの力を合わせて、暮らしの願いの実現に向けた活動

(2) 助成の基準

- ① 活動を通じて目指す目的や取り組み方が先駆的であり行政との連携や協働の取り組みとして発展が期待できること
- ② 助成制度により自立した運営が生まれること
- ③ 助成は団体について『伴走支援』を行うことを通じて団体を育成し、社会的課題の

解決に活かされて行くことを目的とするもので、助成金による支援は目的達成のための手段

- ④ どんな社会的課題に取り組もうとしているのか、またどのような地域社会づくりを目指しているのか、展望や未来像が鮮明であること
- ⑤ 助成金は団体または団体に属する個人の収益に当たらない費目に對し助成することとし、他の助成団体からの助成金との併用も可とする
- (3) 対象となるグループや団体
助成対象は以下の要件に該当する民間団体とします。また、活動を起こそうとする個人についても組織づくりを支援することとして対象に含めます。
- ① コープしが組合員をメンバーに含む団体・グループ、NPO、自治会などの非営利組織
- ② 活動の拠点が滋賀県内で、県内で活動の成果が反映されること。
- ③ 特定の政党・宗教の活動でないこと。
- ④ 滋賀県暴力団排除条例に定める暴力団・反社会的勢力に関係する構成員を含まないこと。
- ⑤ 宣伝目的、その他公序良俗に反する活動を行わないこと。

(4) 審査基準

募集期間内に申請を受け付けたグループに対し、コープ「できるコトづくり制度」審査委員会で公平に審査を行います。活動内容および地域のバランスなどを考慮し、予算の範囲内で支援グループおよび金額を決定します。審査の結果、不採用または減額する場合があります。

- ① 適確性 活動が基金の趣旨「5つの大切」に合致していること
- ② 必要性 地域の課題と活動内容が一致していること
- ③ 継続性 今後も滋賀県内で活動の継続が見込めること
- ④ 現実性 スケジュールが具体的で実現可能な計画であること
- ⑤ 収支の妥当性 収支計画が具体的かつ妥当であること

(5) 助成金拠出の取り消し

コープしがは以下に定める事項のいずれかに該当すると認める場合は拠出の決定を取り消すことができます。また、助成金の拠出取り消しにより、グループに生じたいかなる損害に対してもコープしがは賠償の責を負いません。

- ① 助成金を事業以外の用途に使用したとき
- ② 提出書類に虚偽の記載を行った、また

コープしが店舗事業政策 (抜粋)

2017年1月5日 理事会

II. コープしがの店舗の考え方

1. 店舗のめざすもの

- (1) お店に入ったらわくわくする、毎日の食生活に必要な商品がある、安心して楽しくお買い物ができる店舗
- (2) 出資者である組合員が「私たちのお店」と感じ、くらしをよくするために願いを伝え、その思いをかなえる職員がいきいきと働いている店舗
- (3) 経営的に自立し、地域のくらしに役立つ店舗

2. 店舗の位置づけ

(1) 誰でも・いつでも・楽しく安心して買物ができる場

- ① 多くの組合員や消費者は、必要な商品を、いつでも手軽に利用できる店舗を買物場所としています。
- ② 組合員や新しく生協に参加する消費者の楽しく買物をしたいという思いを実現する視点から、適正な規模をもった店舗の開設とくらしにより近づいた売り場づくりをすすめます。
- ③ コープしがの取り扱い商品基準にもとづいて品揃えを行い、安全な商品を安心して、いつでも手軽に利用できる場にします。
- ④ よりよいくらしづくりのために、組合員同士が交流する場にします。

(2) 職員が組合員の声を聴き生かしていく場、働きがいのある場

- ① 職員が組合員と直接ふれあい、組合員の声を聴き生かしていく場です。職員は、組合員の声に応じて、料理提案やくらしの情報を商品や売り場を通して提供します。
- ② 組合員の思いに応える生協の仕事は楽しく働きがいのある仕事です。一人ひとりの職員が自分の能力を発揮し、楽しく仕事のできる場です。また、組合員であり生活体験のある定時職員が活躍できる場です。

(3) 経営に貢献する事業

地域の人々に愛され、くらしづくり、地域づくりに貢献する事業となるようにすすめます。

3. 店舗運営の考え方

(1) 店舗運営は次の視点を大切にすすめます。

- ① 欲しいときに欲しい商品がある
- ② スムーズに気持ちよく買物ができる
- ③ 組合員の声や願いが活かされている
- ④ 安全・安心な商品を適正価格で提供する
- ⑤ 効率的な運営で事業として成り立っている

(2) 基本5原則のレベルアップを進めます。

- ① 明るく元気で親切なお店(フレンドリー対応)
- ② 清潔で整理整頓が行き届いたお店(クリンリネス)
- ③ 鮮度・品温・品質管理が行き届いたお店(鮮度管理)
- ④ 品切れ、廃棄の少ないお店(ロス削減)
- ⑤ 食事の提案でくらしに役立つお店(メニュー提案)

(3) チェーンストア運営を基盤に、周辺地域のニーズを叶える個店でのMDを重視します。

- ① 連帯本部と単協本部・店舗の役割を明確にし、マーチャンダイジングと業務システムを構築
- ② 事業連帯を強め、店舗の情報システム、物流、本部統合などにより経営の効率化の推進
- ③ 店舗職員(正規・嘱託・定時・アルバイト)の教育・研修を充実し、人材育成を推進
- ④ 店長を中心に地域の店舗として、対応を強めます。

4. 商品の考え方

- (1) 食を中心としたふだんのくらしに必要な商品が安心して楽しく買物ができる、そんな店舗をめざします。
- (2) コープ商品を主力に組合員に支持される一般商品を商圏内の生活環境、地域の催事やハレの日に合わせた品揃えをします。
- (3) 組合員のくらしの変化に合わせ見直しをすすめます。旬の商品と旬の食材を使った商品を豊富に品揃えし、美味しい食べ方提案や少量・バラ売りで利用しやすく、環境にも配慮した商品を品揃えします。
- (4) 商品の取り扱いは、宅配事業の商品政策や自主基準に準拠します。
- (5) オリジナル商品は、原材料にもこだわり、鮮度管理を徹底し、作りたて、出来たてで美味しい商品を適正価格で提供します。
- (6) コープきんきや近隣生協等との事業連帯を通じ、商品の共同仕入れをすすめ、仕入れ原価の引き下げにより、低価格での提供や品揃えの充実をはかります。

は活動の施行に不正があったとき

③その他、制度に定める事項に違反したとき

(6) 助成金の執行

助成金は助成を受ける団体への「寄付金」とし、執行にあたっては理事会の承認を得るものとする

(7) 助成制度の検証と見直し

- ① 運用開始3年後に助成制度の成果、社会的影響や今後の発展性等について検証し

必要な見直しを行う。また、しがNPOセンターへの委託継続の必要性も含め委託内容を検討する。

- ② 助成金の原資を「福祉積立金」とし、安心してくらし続けることができる地域社会づくりの取り組みの広がりに対して、組合員への「くらしづくり募金(仮称)」や「寄附」の呼び掛けも検討する。

平和政策 (抜粋)

2004年9月7日 理事会

<コープしが平和への願い> 「協同の力で誰もが安心して暮らせる平和な社会をめざして」

コープしが平和政策

コープしがは「人類に平和の保障があってこそ、一人ひとりが大切にされ、豊かな暮らしと未来を築くことができる」ものとし、組合員、役職員が協力しあい、地域とともに一人ひとりの自発性と想いを大切にしたい平和な暮らしを築く取り組みをすすめます。

私たちは過去の歴史に学び、命の尊さを考え、お互いの人権を守り、自然と共生し、安心できる暮らしづくりをすすめます。

明るい未来と平和の実現に向けて (課題)

一人ひとりが「命の尊さ」を考え、「お互いを認め合い」「思いやりと協調を大切にしたい心」をもち、多種多様な取り組みに関心を持つことが必要です。それが安心して暮らせる未来への一歩です。

戦争のない社会の実現を望みます ◇戦争の歴史や体験を学び、一人ひとりが考える場を増やします
◇非核三原則、平和憲法を大切にします
◇戦争やテロに反対する思いをあらわします

誰もがお互いを認め合い、思いやりを大切にす ◇身近な暮らしのなかでコミュニティを大切にします
◇お互いの無関心をなくし、すべての人がいきいきと暮らせる助け合い活動を進めます

基本的人権を尊重し犯罪のない地域の実現をめざします ◇平和を愛し、自然を慈しむ心を持った子どもを育てる活動を支援します
◇子育てについて、みんなで話し合い、学び合う輪を広げます
◇ユニセフ活動を知り、知らせます

子どもたちの未来を守り、安心して暮らせる社会づくりをすすめます ◇人の痛みを知り、命を大切にす心を育む活動を支援します
◇地域で子どもを見守る活動、情報の交流の場を大切にします
◇「たべる」と「いのち」をつなぎ、親と子が共に育つ「食育」に取り組みます

広報政策 (抜粋)

2. 広報活動の指針

(1) 活動指針を次のように定めます。

「広報とは、コープしがの使命を実現するためのコミュニケーション活動である」

(2) コミュニケーション活動を展開するにあたって以下のような姿勢で臨みます。

- ① コープしがの使命である、「正直」「安心」「ぬくもり」「つながり」「育む心」を大切にします。
- ② 協同組合の価値である「自助」「自己責任」「民主主義」「平等」「公正」「他人への配慮」を大切にします。
- ③ どの媒体においても「理念や方針」が伝わることを大切にします。
- ④ 双方向のコミュニケーション活動を大切にします。

(3) コミュニケーション活動を展開するにあたって、以下の手順で臨みます。

- ① 何を伝えたいのか、具体的なメッセージを考え
- ② 誰に伝えたいのか、その「対象者」を明確にし
- ③ そのためにどのような媒体・方法がよいのかを選択する

この3つのプロセスを通じて、対象を絞りながらその人たちの関心を引き出すようなメッセージを作り、その人たちに確実に届く方法を選ぶことが必要です。それにより広報の効果や効率を高める事が可能になります。

3. 具体的な展開

(1) 組合員に向けた広報活動

① キーワード「組合員が主人公」

組合員に向けた広報活動では、いろいろな形で組合員が生協に関わっている様子が見える必要があります。多くの組合員の生き生きとした活動の姿や声などを通して共感を呼び、生協の魅力を広げ、「私も生協の

一員、私の生協」と実感できる広報をめざしましょう。

② キーワード「くらしに役立つ」

生協は組合員のくらしの想いや願いを事業や活動を通して実現するところです。組合員のくらしの視点に立って、関心ごとに対する情報をスピーディーに提供したり、くらしの知恵が広がるような広報をめざします。

③ キーワード「組合員・生産者・役職員の顔が見える」

生協の商品・サービス・活動などは、組合員・役職員・生産者など、お互いのつながりで

成り立っています。それぞれの立場や想いが伝わり、出会いや交流の場とお互いのつながりが見えるような広報をめざします。

④ キーワード「生協の理念・政策・方針が見える」

生協の事業や活動は、協同組合の理念にもとづき、そして組合員の総意で確認した政策・方針にそって運営しています。広報活動を通して、生協の理念・政策・方針を組合員にわかりやすく説明し、協同で運営している組織の認識を組合員が深められる広報をめざします。

コープしが商品政策 (抜粋)

コープしがは

『“みんなの”“いつもの”くらしと社会に役立つ、生協商品』をお届けします。

商品政策の4つの柱

1. “みんなの”“いつもの”くらしに役立つ商品を安定的にお求めやすく提供します。
2. 取り扱う商品全ての安全・安心を最重点に、品質保証に努めます。
3. 生産者・組合員の交流や地域の連携を大切に産直・地産地消をすすめ、食料自給率の向上や環境保全・循環型農業の推進を図り、地域振興と社会貢献を目指します。
4. 組合員の参加と声を大切に、商品・商品政策の見直しや多彩な商品活動をすすめます。

コープしが産直政策 (抜粋)

1. 産直がめざすもの

- ① 農業、水産業、畜産業の生産者・組合員とともに、生産と消費の知識と理解を深め、暮らしに欠かせない“たべもの”の「安全・安心」「よりよい品質」「適正な価格」での、「安定供給」をめざします。
- ② 農産、水産、畜産物の取引(流通事業)を通じて組合員と生産者相互の適正な利益確保を目指し、地域経済の振興、自然環境の保全、持続可能な生産とくらしの実現に貢献します。
- ③ 生産者・組合員とともに、食料自給率の向上と、農業、水産業、畜産業とその加工業の発展をめざします。
※国内での生産が難しく、生活に必要なものは、海外産地との取り組みも行います。

3. 5つの産直規準※規準:行動の基準となる規範

コープしがは、以下の5つの規準を定め、「産直」に取り組みます。

- ① 産地・生産者、栽培方法、流通方法が明確であること
・産直商品の管理運用基準を整備し、運用します。
- ・産地・生産者、栽培・育成管理、流通管理、品質基準等について、産地・取引先と取り

決め文書で確認します。

- ・商品の不都合や商品事故を未然に防ぐためのリスク管理を徹底します。
- ② 記録・点検・検査による追跡調査が可能な仕組みがあること
・生産者・産地での栽培・肥育、農薬・肥料・飼料の履歴の作成と生協による点検を行います。
- ・定期的に、産地・圃場での生産・出荷履歴を点検します。残留農薬や残留動物用医薬品について定期検査を実施します。
- ③ お互いの対等・自立を基礎として、生産者とのパートナーシップを確立すること
・産地や生産者との率直・正直なコミュニケーションを通して、生産実態を把握します。
- ・生産実態や生産能力に見合っ、無理のない商品調達条件を整えます。
- ④ 持続可能な生産と環境に配慮した事業を推進すること
・生産者と消費者の交流を通して、新たな担い手づくりに貢献します。
- ・事業を通して、農業や化学肥料、飼料添加物などの削減に貢献します。
- ・生産、流通、消費の各過程で発生する環境負荷を低減するよう、産地や生産者と協力

します。

- ⑤ 組合員の要望にもとづく多面的な組合員参加を推進すること
- ・組合員の意見・要望を受け止め、産直事業に生かします。
 - ・組合員の“よかったよ”など喜びの声も、全

コープしが食品添加物自主基準 (抜粋)

2021年 3月 3日改定

1. 基準の目的

コープしが食品添加物自主基準は、これまで生協が取り組んできた食品添加物に対する歴史的経過と安全性に対する科学的評価をもとに、組合員への貢献と生協への信頼を高め、消費者の食生活における安全を保証していくことを目的とします。

2. コープしが食品添加物自主基準の基本的な考え方

- (1) 化学物質を評価する根拠は、科学的な「リスク評価」とします。

食品添加物については、これまでの取り組みと日本生協連の食品添加物リスク評価を踏まえたコープきんき食品添加物基準に準じて、「不使用」と「使用制限」の2つの区分を設置し、対象となる食品添加物を管理します。「不使用添加物」はコープしがすべての商品で、意図的に使用された※1商品は取り扱いません。また、「使用制限添加物」は制限する内容を明確にして、その範囲で使用が管理されている商品を取り扱います。

- (2) 商品包材に明記された食品添加物を対象に管理します。

すべての商品は、その商品の商品仕様書を通じて管理しています。この管理対象は商品の一括表示で明記されている※2ものとし、明記のないキャリーオーバー、加工助剤（ただし「不使用添加物」である「臭素酸カリウム」については管理対象としません）は除きます。

- (3) 最新の研究報告やデータに基づいて新たな安全性評価が得られた場合、自主使用基準における再評価や見直しを継続的に起こしていきます。

- (4) 多くの組合員の「食卓の安心」のために、科学的な視点から、また社会的な仕組みとして、組合員とともに「食の安全」について考えていくことを大切にします。

※1.「意図的に使用される」とは、商品仕様書や原料規格書など把握できる範囲において使用されていること。

加工助剤として用いられる臭素酸カリウムも意図的には使用しないこととします。

※2.「一括表示で明記されている」とは、商品包材

組合員、生産者と共有し、取り組みの強化を図ります。

- ・産地見学や商品学習などを通して、生産者と組合員の多様な交流を図ります。
- ・商品案内や広報媒体を通じて、産直商品や各産地の取り組みをお知らせします。

に表示されているもの。ただし「増粘多糖類」と記載された物質名「カラギナン」などと、「乳化剤」など「一括名」として記載され、物質名が記載されていない場合は管理対象とする。

3. 具体的な取り組み

「基本的な考え方」をもとに、以下の取り組みをすすめます。

- (1) 食品添加物自主基準を作成します。
- (2) 商品仕様書や包材表示などにより、食品添加物の使用実態の把握をします。
- (3) コープしがの考え方をメーカーや取引先に説明し、理解と協力を求めています。
- (4) 組合員にコープしがの姿勢と正しい情報を伝え、学習・広報活動を推進していきます。
- (5) 日本生協連や他生協と連携し、安全性確保のための取り組みをすすめます。

4. コープしが食品添加物自主基準

- (1) コープしが食品添加物自主基準は、不使用添加物と使用制限添加物に区分しておこないます。（詳細は一覧表を参照）
- (2) 対象は食品とし、その他（医薬品や医薬部外品、化粧品等）は対象としません。

① 不使用添加物

- i) 商品仕様書や原材料規格書など把握できる範囲において、食品には使用しないこと。
- ii) 判断定義は、日本生協連の食品添加物リスク評価を踏まえ、以下の3つのどれかに相当するもの。

- ・遺伝毒性発がん物質と考えられる品目。
- ・指定添加物においては、一日摂取許容量（ADI）等が信頼できる機関等で設定されておらず、かつ、日本生協連としてそれを補うような十分な科学的データが入手できなかった品目。
- ・既存添加物においては、ヒトの食経験に関する情報等も含め、安全性に関する判断のための科学的データが入手できず、かつ、成分規格等について懸念される情報が存在した品目。

② 使用制限添加物

- i) 不使用添加物ではないが、現在入手できる情報の中で、懸念される問題点が指摘されており、何らかの方法で使用制限することが現実的に可能で、それによりリスク低減が図られるもの。

- ii) 懸念される問題とは、日本生協連の食品添加物リスク評価を踏まえ以下を考えています。

- ・不純物や代謝物に安全上の問題が懸念されるもの。
- ・添加物の純度など成分規格に不十分な点があるもの。
- ・国が評価していない新しいリスク要因が懸念されるもの。

- iii) 管理対象は商品包材に明記された食品添加物を対象に管理します。

- (3) コープしが食品添加物自主基準の構成数は以下になります。

① 不使用添加物	10品目
② 使用制限添加物	42品目

5. 基準の運用について

- (1) 「使用制限添加物」は、安全性を第一に、必要性・有用性などを検討した際、消費者に

環境政策 (抜粋)

—多様で豊かな環境を未来に引き継ぐために—

あらゆる命をはぐくむ地球。そこには人や、さまざまな生き物たちが関わり合って生きてきました。私たちは、これからもあらゆる生き物たちといつまでも生きていける環境をめざします。

はじめに

私たちは四季折々、豊かな自然の営みの中で生きてきました。特に古くから琵琶湖とともに生き、いつもくらしのそばに水や緑や土がある。少し手を伸ばせば地域の風土や文化を活かした食べ物がある。そんなかけがえのないめぐみ豊かなくらしも、便利なくらしを手にとることと引き替えに、失われようとしています。

私たちは日常生活や事業活動などすべての営みが環境への負荷となっていることに思いを巡らせ、自らの立場や役割の中で誰にも出るところから、調和のとれた持続可能な社会づくりをめざします。

私たちが願う、ありがたい環境(私たちの願い)

- ◇ 在来の魚介類で賑わい、手ですくって飲めるような水を貯える琵琶湖に再生されている
- ◇ 災害防止、水源涵養、生物多様性の保全等多面的機能をもつ森林が整備・保全されている
- ◇ 人々の生活様式が「環境配慮行動」に向けて進化し続けている
- ◇ 社会、環境、経済の調和した持続可能なエネルギー社会が実現している
- ◇ 農薬の使用を抑制する「環境こだわり農

に対する有益性とその根拠があり、代替が困難な場合に限り使用する。

- (2) 「使用制限添加物」の使用にあたり、運用基準を定め、添加物ごとに使用できる商品分類を限定する。
- (3) 新規商品において「使用制限添加物」が使用されている場合は、コープしが関係部署での点検を経て、理事会に報告することとする。
- (4) 食品添加物自主基準の改定は、商品に関する理事会小委員会が確認し、常勤理事会での審議事項、理事会への審議議決事項とする。
- (5) 使用制限添加物の運用基準の改定は、コープきんき改定報告を受けて、商品に関する理事会小委員会への報告で改定とし、常勤理事会へ報告事項とする。改定日はコープきんき改定日とします。

業」が拡大・定着している

- ◇ 事業活動や生活分野でCO₂の排出が抑制された低炭素社会が進んでいる
- ◇ 廃棄物が資源として循環され環境負荷や生活環境への影響が軽減された社会が実現している
- ◇ 県民・事業者が取り組む「環境学習」を支援する仕組みが整備されている

協同の力で築く持続可能な社会づくりの取り組み

私たちはくらしの総合的な向上をめざし、協同ある消費者市民社会の実現に向けて取り組む生活協同組合です。事業や活動を通じて「ふだんのくらしへの役立ち」、「地域社会づくりへの参加」、「世界と日本社会への貢献」、「連帯の推進と活動」を大切な視点として持続可能な共生社会の実現をめざします。事業活動の過程ではそれぞれの目的や行動が環境に及ぼす影響や効果を考えながら、内面から生まれる環境への想いを大切に、生活者の視点に立った活動を行います。事業活動で生み出された剰余金を「環境事業積立金」として確保し、各種の環境事業の展開に活かします。また私たち一人ひとりくらしの営みの中から多様で豊かな環境を未来に引き継ぐために、できるところから取り組みます。

▼CO₂削減に向けて

私たちの事業やくらしの営みで消費するエネルギーを削減したり再生可能エネルギーへの転換をすすめることがCO₂の発生を抑制し、地球温暖化の防止につながります。

▼自然共生社会に向けて

琵琶湖に親しむ自然体験活動や、その水源につながる里山、森林保全の活動などを通じて自然環境や生物多様性保全への理解を深めることが、自然との共生社会の実現につながります。

▼循環型社会に向けて

事業やくらしの営みに伴う無駄を無くし、生産者・行政などと連携して4Rをす

めることが循環型社会の実現につながります。

環境をめぐる課題と生協の事業や役職員、組合員が大切にすること

コープしがは一人ひとりの参画による力と組織や団体の連携を通じて持続可能な社会づくりに取り組みます

くらしの中からはじめる私のあゆみ

環境をとりまくさまざまな課題がある中で、一人ひとりが出発点から一歩を踏み出すことが多様で豊かな滋養の環境を未来に引き継ぐことにつながります。身近な環境に関心を持ち、学習や体験、さまざまな学びの中から気づき、私に合った「私が大切にしたいくらし方」をはじめましょう。

福 社 政 策

2020年9月1日 理事会

1. コープしが福祉の指針

私たちは人のつながりの中で、よりよいくらしを共に作るウェルビーイング(well-being)としての福祉をめざします

コープしがは、福祉を広くとらえ、高齢・介護、障がい、子育て、生活困窮といったくらしの課題を個別にとらえるのではなく、一人ひとりの人が、社会的なつながりの中で、その人らしさをもって幸せに生きられることを考えます。

誰もが、年をとっても、障がいがあっても自分らしさを発揮し、おたがいさまの心のもと、みんなが幸せに暮らせる社会をつくる協同の担い手になることができます。

コープしがは、人はみんな一生を通して人間力を発揮することができるという人間尊重の理念に立ち、よりよいくらしを共に作る協同としての福祉＝ウェルビーイング(well-being)としての福祉をめざします。

2. 福祉を取り巻く今日の情勢

今、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地方では人口減少による社会・経済活動の弱体化や地域のつながりの希薄化など、私たちの生活環境は大きく変わっていく中で、高齢者の孤独死、子育て家庭の孤立、児童虐待など様々な問題が起きています。このような中、公的福祉は少子高齢化への対応を謳いつつも、社会保障制度全般が大きく切り詰められている現状があります。

国は市場の自由競争を推進することで経済の活性化につながり、富の再分配によって社会保障の充実と安定をめざしてきました。しかし過度な市場化や規制緩和は価格競争を招

き、企業の二極化が進行し、雇用の不安化や経済格差、貧困問題などが生まれています。そのような中、社会保障の財源確保の名目で、公的福祉サービスの縮小や給付を抑制する動きがあります。また定年の延長や働き方改革による労働者人口の確保、公的年金の給付と負担のバランスなど、国民の負担が避けられない社会保障の課題があります。

国民は、憲法第25条に謳われている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有しており、「生存権」「基本的人権」はくらしを守る権利として結びついています。福祉・社会保障を考えると、憲法が生きる社会づくりの視点を大切にしながら取り組みをすすめる必要があります。

3. 地域社会づくりでの協同組合の役割

～少子高齢化社会のなかでのくらしをつくる

福祉を取り巻く情勢にあるように社会保障の課題が様々ありますが、私たちの暮らし方、働き方、協同の仕方によって地域のあり様を変えていくことで、みんなが幸せに暮らせる社会を実現することができます。

協同組合は、共通の目的をもった人たちが、その目的を達成するために組織した相互扶助組織です。生協は「協同組合の価値としての「自助」を地域に広げ「共助」へと高めることを通して、地域を豊かにするとともに、一人ひとりの生活が守られる公助としての社会保障についても、生活者の組織として社会的発言をすすめる役割を持ちます。

＊協同組合の価値としての「自助」＝協同組合のアイデンティティに関するICA声明で、協同組合の価値を「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。以

下略」としています。

ここで述べている「自助」は、一人ひとりの伸びる力を信じ、独りで悩まない、おたがいさま、しあわせを分かち合い共有することを意味し、前述した「ウェルビーイング」の基礎にもなっています。また、声明では協同組合の価値を地域に広げることと重視し、「コミュニティへの関与」を原則の一つとしています。

4. コープしがめざす地域福祉

～ともにつくる 笑顔あふれる未来

地域福祉とは、地域に暮らす誰もが安心して、その人らしいくらしを続けていくことができる地域づくりに取り組むことです。

地域には幅広い世代の人びとが多様な「困りごと」「心配」を抱えて暮らしています。コープしがは、そのことを踏まえ、「ともにつくる笑顔あふれる未来」を理念として、事業と活動を通じて人と人のつながりをつくり組合員の困りごとに寄り添うことに取り組んでいます。これらの力を更に強めて活かし、子どもから若者、子育て世代そして高齢者、様々な障がいをもった方も視野に入れコープしがとしての総合力によって地域福祉の取り組みをすすめます。

どの地域の組合員も、どんな分野を受け持つ役職員も、それぞれの足もとで直接に地域福祉に携わっています。そこでの人と人の関わりの中で、「私は」、「私たちは」どんな参加ができるのか。組合員も役職員も、一人ひとりが自らのこととして考えることができるよう、みんなで学び、考え、話し合い、行動していくことをめざします。

5. これからコープしがが福祉の視点で行っていくこと

(1) 生協の力を活かした総合的なサポート力の発揮

コープしがは、すべての事業を福祉視点から組合員のふだんのくらしに役立ち、総合力で地域福祉への参画をめざします。

① 生協事業により組合員の多様なくらしのお役立ちを総合的にサポートします。

- ・組合員一人ひとりのライフステージにおいて商品、共済、夕食サポート、コープでんき、介護など、くらし全般に関することを生協事業の利用を通して、安心とお役立ちが実感できる総合的なサポートをめざします。
- ・事業所内保育や障がい者雇用などに着手し、よりよいくらしを共につくることをめざします。

② 誰もが安心して利用できる宅配事業と店舗事業

- ・宅配事業では、いつでも誰でもが安心し

て利用できる仕組みづくりをすすめます。注文のしやすさ、世代や世帯構成に応じた商品、滋賀県内どこでもお届けできる仕組みづくりを組合員、地域とともにすすめます。

- ・店舗事業では、毎日の食事の提案、楽しく・利用しやすい、福祉、環境にやさしく、あったかさのある店舗づくりをすすめます。お買い物サポートカーやお買い物代行などお買い物支援を広げます。
- ・滋賀県各地域でそれぞれの地域にあった事業づくりをすすめるため、自治体・地域諸団体との協同をすすめます。

③ 持続可能な、地域に根差した介護事業の推進

- ・高齢生活に必要なケアを、地域に深く根ざした事業運営によって提供します。
- ・生協の介護事業として利用者の声に基づき、その人の自立支援にお役立ちする介護のため、絶えずケアの質を磨くとともに、持続可能な経営をめざして運営改善に取り組みます。
- ・コープしがの生協としての長所が活かされた地域包括ケアシステムの参加として、地域の中で障がい者福祉やささえあいサポートなど、地域諸団体との協同といった生協の価値を多面的に発揮することをめざします。

(2) 人のつながり、地域諸団体とのネットワークを活かした地域福祉への関わり

コープしがは、協同組合組織として、人のつながり、地域のネットワークを大事にし、一人ひとりが参加・交流し、ともに学び、考える場をつくりながら、地域福祉づくりに推進します。

① ささえあいサポートを通じて「おたがいさま」の関係を地域に広める

- ・ささえあいサポートを推進し、組合員どうしが困りごとについて手を貸しあえる助け合いの輪をさらに広げます。

② 地域福祉ネットワークづくりと協働

- ・地域の自治体、諸団体への訪問や交流をすすめ、地域福祉のネットワークにより広く関わっていくことをめざします。
- ・超高齢化、単身世帯の増加、生活困窮、子どもの貧困問題など様々な地域の課題を知り学び、地域の人や諸団体と協同し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに関わります。

③ 地域福祉を考える、話し合う

- ・「誰もが安心して住み続けられる」「くらしをよくしていく」視点を福祉を捉え、私たちの地域に応じた私たちの、ふ・く・し(ふだんのくらしのしあわせ)につい

コープしがの大切にする食育

1. コープしが食育の目指すもの

<テーマ>

『たべる＊たいせつ』食べることは生きること、命の源である食について学び、体験し、食の自立について取り組み、大人も子どもも健康的に生きる力を育みます。

コープしが 食育の4つの柱

- (1) 家庭での食育を大切にします。
- (2) 生産者とのつながりを大切にします。
- (3) 情報共有により、食の安全に対する意識を高めます。
- (4) 組合員自らが、選択する力を身につけます。

2. 具体的に取り組むこと

(1) 家庭での食育を大切にします。

- ・家庭での望ましい食生活や食習慣を形成するため「早寝・早起き・朝ごはん」の生活習慣と、1日3食規則正しく食べる習慣を身につける大切さを情報発信します。
- ・作って食べる、おいしい食べ方を工夫する、食べ物を見分ける眼を養うなど、食べることを大切にする取り組みをひろげます。
- ・栄養バランスの取れた食事を啓発する事で、生活習慣病を予防し、健康長寿を目指します。
- ・中食(※1)や外食の増加に対応し、バランスの取れた上手な食べ方などの知識の普及を進めます。
- ・食べることを楽しむ提案を積極的に発信します。
- ・家庭での食生活について助言できる、専門性を有したアドバイザーを育成し、さまざまな組合員活動の場で、食育の大切さを伝えます。
- ・子どもたちが「料理の基本」、「食べ物の大切さ」を学び、身につける料理教室などの開催を推進します。

(2) 生産者とのつながりを大切にします。

- ・生産者との交流を通して、食べものを作ること、環境との共生、農業や水・畜産業を守ることの大切さなど、生きた情報を学んでいきます。また、交流や体験の中で、人のいのちと健康は、食べものとなる作物や家畜、魚のいのちで支えられていることを認識し、命を育むことの尊さ、命をいただくことのありがたさを実感することで、子ども達の豊かな人間性を育みます。
- ・地域の伝統的な食文化などに触れることで食の大切さや楽しさを感じてもらうため、食べ物の「旬」、伝統食品や郷土食の作り方や講習会を積極的に支援します。
- ・組合員が産地を訪問し、生産者と交流することで知識の共有化を図り、よりよい商品育てに結びつけます。
- ・農業体験の中から地域農業の支援につながる活動として、地元JAや生産者団体と協力し、農業に関わる市民を育成する、農

業サポーター制度の構築に向け検討を開始します。

(3) 情報共有により、食の安全に対する意識を高めます。

- ・コープしが食育の推進体制を構築し、地域の食育活動のサポートや、活動の共有化を進めます。また、独自の食育活動プログラムや講演会の企画の立案・実践など活動の推進機能を果たします。
 - ・商品偽装や残留農薬、不正表示など、食の安心、安全を脅かす事件が発生する中、「食の安全・安心」に関する情報発信に重点を置き、組合員が自ら判断できる知識と正確で新しい情報を提供します。
 - ・食中毒、BSEや鳥インフルエンザ、食料問題など、食のリスクに対する正確な情報を発信します。
 - ・食の安全や旬という知識と合わせ、見た目や感触、香り、重さなど自らの「五感」で食品や食材を選択する眼を育て、食品を選ぶ力を養います。
 - ・食に対する個人の考え方を大切に、多様な食のあり方を尊重します。その上で、望ましい食事の取り方や量など、自分自身や家族の食生活を見直すきっかけとして、厚生労働省の「食事バランスガイド」(※2)も活用し、食材だけではなく料理から健康的な食のあり方を提案します。
 - ・商品政策に基づき産地見学や産直交流を推進し、商品の良さを確かめるとともに、組合員の参加による県内商品・産直商品づくりも行います。
- #### (4) 組合員自らが、選択する力を身につけます。
- ・組合員自ら、主体的に学び、食の知識や選択する判断力を身につけることを大切にします。
 - ・生協は、人と人のつながりを大切に、楽しく、生き生きとした活動を通じて願いを実現できる組織です。食を通じて自由につながりながら、おしゃべりや体験を積み重ねていくことで食育を身につけていくことを目指します。
 - ・食の安全・安心や産地地消・産直及びその商品に関する試食・学習会をエリアで行い、食べる大切・食育の取り組みを積極的

て話し合います。

(3) 社会的役割の発揮

コープしは、私たちが生きるコミュニティに貢献する視点に立ち、広く福祉・社会保障をめぐる課題について、生活者の協同組織としての社会的役割に取り組んでいきます。

① 生活者の組織としての協同組合の社会的 提言

・福祉をめぐる地域課題について自治体は社会福祉協議会、地域諸団体との協同をすすめる、組合員の声を活かした地域福祉づくりに参画します。

・福祉・社会保障をめぐる社会的問題について、日本生協連や地域の医療・介護事業者とともに学び、国や行政に対し制度化・

施策化のための働きかけをすすめます。

・介護保険制度の改定に対し、くらしを守る協同組織として、日本生協連や地域の医療・介護事業者とともに、制度をめぐる社会的課題について取り組んでいきます。

② 福祉積立金の有効活用

- ・組合員が自らのニーズに基づき、創り出し、発展させてきた事業を、より多くの組合員が利用出来るように、利用しやすく、参加しやすくするための積立金活用を絶えず検討・具体化します。
- ・地域福祉に取り組む人づくりや他団体との協働がすすめられるよう運用の改善や見直しを行い、より有効な取り組みになるようにします。

以上

2025年度「ふくしのなかま」のすすめ方について

1. 「ふくしのなかま」が目指すこと

- (1) ふだんのくらしのしあわせの実現のため、地域の実情にあわせて自由にみんなで話し合います。
- (2) 地域の福祉について、メンバーで話し合ったこと、地域諸団体とのつながりの中で気づき、学んだことなど、エリア協議会に報告します。
- (3) 話し合いから生まれる企画づくりや活動は、エリア協議会に報告し確認のもとですすめます。
- (4) 地域の課題として地域委員会と連携する取り組みをすすめます。

2. 「ふくしのなかま」での役割分担

- (1) 定例会は、話し合いの進行係をその都度決めます。
 - (2) 話し合いの内容をエリアにつなぐため、書記をその都度決めます。
 - (3) 話し合いから生まれる企画や活動の実施にあたっては、推進リーダーを決めます。
- その際は、企画メンバーで企画書作成や報告作成を分担します。
- (4) エリア協議会において報告したり、発信したい内容がある場合は報告者をその都度決めます。

3. 構成

- (1) ふくしのなかまは、設置区域の組合員4人～10人を基本とします。
- (2) 他の活動ステージ(エリア委員、地域委員、ささえあいコーディネーター会メンバー等)との兼任も可とします。
- (3) ふくしのなかまには、必要に応じて、担当理事、地区運営事務局職員、地域諸団体構成員が出席できます。

4. 運営

- (1) エリア協議会を通じて年1回公募と広報を通じたお試し参加募集によって仲間を募集し、地域に福祉について考えたり活動の仲間を広げていきます。
- (2) 任期は特に定めず、メンバーは登録制で参加や退会は自由に行えることとし、メンバーの新たな参加や退会は報告書に記載することとします。また、他の活動ステージ(エリア委員、地域委員、ささえあいコーディネーター会メンバー等)との兼任も可とします。
- (3) 活動費は活動協力員制度に準じるものとします。
- (4) 福祉を地域に広げる拠点としてなかまが集える場として、それぞれが自立した運営が根付くことをめざします。
- (5) ふくしのなかまです話し合い、生まれた企画や活動を具体化する場合の費用は、エリア協議会に必要な経費を申請します。

5. 2025年度の重点課題

- (1) メンバー個々の関心ごとやエリアごとに、「つどいの場」を立ち上げ、地域密着型の福祉活動が広がる自主的な運営となるよう役職員はサポートしていきます。
- (2) 話し合いからの「企画」が具体化できるよう、また、エリア協議会との情報共有もすすむよう支援します。
- (3) 地域の中で多様な人材による運営の場となるよう、引き続き仲間づくりのサポートをすすめます。
- (4) 新たな組合員の参加が広がるよう、情報発信の工夫をしています。

以上

にすすめます。また、組合員が学んだことを、地域を越えてより多くの組合員に伝えるよう取り組みます。

- ・ひろば活動、チーム活動において、組合員の自発的な食育活動を積極的に支援します。
- ・消費者目線で商品や売場を点検する活動を通じ、組合員自身が表示について正しい知識を習得する活動に取り組みます。
- ・つくる現場を知り確かめる活動として、産直産地の栽培・育成管理など産地の取り組みが確認できる制度を構築します。

■用語解説

- ※1 中食(なかしょく、ちゅうしょく)とは、家庭外で調理された食品(総菜、弁当、仕出しなど)を購入して持ち帰ったり届けてもらうなどし家庭内で食べる食事の形態。
- ※2 食事バランスガイドとは、健康的な食生活を実現するため、摂取する食品の組み合わせや摂取量の目安をイラストで示した資料である。2005年、厚生労働省と農林水産省が共同で、生活習慣病の予防を目的とした日本の「食生活指針」を分かりやすく具体的に実践するツールとして策定した。

コープしが2030年ビジョン ～やくだつ・つながる・ひろがる～

2030年のコープしは…

1. 食の安全・安心を大切に、一人ひとりの暮らしへの役立ちを高め、生涯を通じて利用できる事業をつくりあげています。
2. 誰もが安心してらせることをめざし、地域の中での役割を担っています。
3. 大多数の人々の理解と共感、つながりを力に、持続可能な社会への取り組みを広げています。
4. 組合員と生協で働く誰もが活き活きと輝き、より良い暮らしづくりをめざして持続可能な経営を続けています。

コープしがでは、コープしが理念「ともにつくる笑顔あふれる未来」でめざす「笑顔あふれる未来」を実現するための通過点として、2021年度からの10年間で「コープしが2030年ビジョン」を策定しています。

【第Ⅱ期(2024～2026年度)“やくだつ、つながる、ひろがる”計画(第10次中期計画)】

●中期計画の位置づけと課題認識(つながりづくり)

2024年度を初年度とする第10次中期計画(2024～2026年度)は、「コープしが2030年ビジョン」～やくだつ、つながる、ひろがる～の実現をめざす中間の3年間となるため、「第Ⅰ期“やくだつ、つながる、ひろがる”計画」の土台づくりを継承し、2030年ビジョンで描くコープしがの姿を実現するための継続する施策となります。

「第Ⅱ期“やくだつ、つながる、ひろがる”計画」では、コープしがの現在の姿をブラッシュアップして、これからもずっとコープしがへ寄せられる期待に応え続け、ふだんの暮らしにもっと“やくだち”続けるために「コープしがはどう変わってほしいか」「2030年時点でも“やくだち”続けるための「つながりづくり」をめざします。

○第Ⅱ期 第10次中期計画の重点課題

ビジョン 1 2030年のコープしは…

食の安全・安心を大切に、一人ひとりの暮らしへの役立ちを高め、生涯を通じて利用できる事業をつくりあげています。

- 宅配事業では、より安心・信頼して利用できるための取り組みをすすめます。また、コープきんき事業連合との連携を強め、多様な暮らしのニーズに応える商品を品揃えし、商品の良さやこだわりを丁寧に伝え利用を広げます。

- 店舗事業では、職員の接遇やニーズに応える商品の品揃えなどにより、「あったかさ」と「便利さ」をより実感できるための取り組みをすすめ、多様な手段を通じて、暮らしへの役立ちを高めます。また既存店のリニューアルや新規出店の準備をすすめ、さらなる役立ちをめざします。
- 夕食サポート事業では、人生100年時代の健康的な食事を提供するためのサポートを強化するとともに、今後の事業の広がりに対応した取り組みをすすめます。

ビジョン 2 2030年のコープしは…

誰もが安心してらせることをめざし、地域の中での役割を担っています。

- 滋賀県内の諸団体や企業などとの連携をすすめ、事業や活動を通じて、食と農、消費と生産をつなぎ、県内農産物や県内産原料を使った商品の取り扱いが広がることで、食を取り巻く地域における諸課題の実践につなげます。
- 地域包括ケアシステムに参画することにより、住み慣れた地域で誰もが自分らしい暮らしを続けるための役割を果たします。また県内全域に在宅サービスの拡大をめざし、新たな介護事業の拠点づくりの検討をすすめます。
- 地域の買い物困難者の支援に向けて、住民や自治体等との連携を図り、既存の事業「あったか便」やサービス「お買い物サポート」等を活用した取り組みをすすめます。
- 地域の暮らしの安全・安心に向けて、さらに自治体や諸団体とのつながりをつくるとともに、身近な見守りや声かけ・たすけあいなど、組合員も一緒に関われるように考えていきます。

ビジョン 3 2030年のコープしは…

大多数の人々の理解と共感、つながりを力に、持続可能な社会への取り組みを広げています。

- コープしが理念を実現するための行動指針である「みんなごと」を組合員・役員共通のキーワードとして事業や活動をすすめ、みんなで生協の良さを実感し、より多くの県民や諸団体に広げていきます。
- コープしがの理念や政策・方針、事業や活動をすべてのステークホルダーが正しく認識できるよう、さまざまなメディアを通じて積極的かつ効果的に広報活動を展開します。
- 2022年度策定の「CO2排出量削減に向けたロードマップ」に沿って、組合員とともに取り組みをすすめ地球温暖化によるリスクの低減を図ります。また、より多くの組合員がコープしがの4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の活動に参加できるよう取り組みをすすめます。

ビジョン 4 2030年のコープしは…

組合員と生協で働く誰もが活き活きと輝き、より良い暮らしづくりをめざして持続可能な経営を続けています。

- 組合員の想いをかたちにつなげる運営を継続・強化し、生協は組合員の想いや願いによって運営されていることをより広く実感できるようにすすめます。
- これからもずっと組合員に“やくだち”続けるために、組織の基である「人」づくりを強めます。また、やりがいをもって安全に働き続けられる職場づくりをすすめます。
- 短期・中期の視点で現状の問題から課題を設定し、より効率的な運営体制の構築や事業構造の改革・改善をすすめ、常に事業効率を追求することで安定した事業運営を続けます。

組合員行事保険の概要

コープしがは日本生協連合会が保険契約者となる行事保険に加入しています。

対象となる事故が発生した時は、地区運営事務局までご連絡ください。

〔行事保険〕は、生協主催の各種行事に参加中の組合員が事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いするもので、次の2つの保険をセットした制度です。

参加を登録したすべての組合員、組合員の家族、引率者（子どもを対象とした行事）が、行事に参加中および行事開催場所と自宅の往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に見舞金をお支払いします。

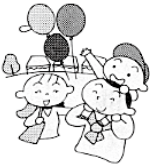


生協が行事に参加中の組合員および第三者に対して、行事主催者としての責任（法律上の損害賠償責任に限り）を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。（食中毒の賠償事故を除きます）

※補償内容

見舞金制度 (傷害)	一人あたりの 金額	死 亡	200万円
		後遺障害	6万円～200万円
		入院日額	3,000円
		通院日額	1,500円
賠償による 補償制度	てん補限度額	対人賠償 (免責1,000円)	1名 3,000万円 1事故 1億円
		対物賠償 (免責1,000円)	1事故 1,000万円
		預かり物賠償 (免責1,000円)	1事故 500万円 (保険期間中通算500万円まで)

〔行事保険〕は次のような場合にバックアップします。

対象となる 行事の範囲	〔行事保険〕で対象となる行事は、生協主催で組合員が参加する行事とします。		
	 ・産地見学会や農作業体験など	 ・商品大交流会やエリアの産直交流企画	 ・組合員を対象とした学習会
対象となる 事故例	 ・委員会、総代会および組合員の会議	 ・ひろば活動	・その他生協が主催する組合員を対象とした行事（県連・日本生協連・関西地連等の連合会の行事に参加する場合など）
賠償による 補償制度	■見舞金制度 〔日帰り行事の場合〕  ・会議場の階段から落ちて骨折した。 〔宿泊を伴う行事の場合〕  ・会議場へ行く途中、交通事故にあいケガをした。  ・会議の前夜、開催地のホテルに宿泊中に火災にあい死亡した。		
	 ・組合員活動などのイベントで施設の設置上の欠陥がもとで、組合員がケガをした。	 ・料理教室の開催中に起きたガス爆発で組合員が死亡し、主催者としての法律上の責任を負った。	 ・生協で借りてきたテントを不注意により壊してしまった。

◆次の場合は対象となりません

- 生協のお店や展示販売会などで品物を買っているときのケガ
- 共同購入のグループで品物を分配しているときのケガ
- 「ばくばくパーティー」「チーム活動」中のケガ
- 行事参加中の病気

また「ささえあいサポート」でのサポート活動中の保障は行事保険ではなく、生協福祉活動保険で対応しています。詳しくは各地区運営事務局までお問い合わせください。

2025 3 March

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7 スパイラル5月号 くみかつ 企画書提出	8
	← スパイラル3月号配布 →					
9	10	11	12	13	14	15
	← 3月度エリア協議会 →					下期 交通費・通信費 申請締切
16	17 スパイラル3月号 応募者確定	18	19	20 春分の日	21	22
23 30	24 31	25	26	27	28	29

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 4 April

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4 スパイラル6月号 くみかつ 企画書提出	5
	← スパイラル4月号配布 →					
6	7	8	9	10	11	12
	← 4月度エリア協議会 →					
13	14 スパイラル4月号 応募者確定	15 組合員 活動委員会	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25 下期 交通費・通信費 口座振込	26
27	28	29 昭和の日	30			

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 5 May

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9 スパイラル7月号 くみかつ 企画書提出	10
← スパイラル5月号配布 →						
11	12	13	14	15	16	17
← 5月度エリア協議会 →						
18	19 スパイラル5月号 応募者確定	20 組合同員 活動委員会	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 6 June

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
← スパイラル6月号配布 →						
8	9	10	11	12	13	14
← 6月度エリア協議会 →						
15	16 スパイラル6月号 応募者確定	17	18	19 第45回 通常総代会	20	21
22	23	24	25 上期活動手当 口座振込	26	27	28
29	30					

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 7 July

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		← スパイラル7月号配布 →			スパイラル9月号 くみかつ 企画書提出	
6	7	8	9	10	11	12
		← 7月度エリア協議会 →				
13	14	15	16	17	18	19
	スパイラル7月号 応募者確定	組合員 活動委員会				
20	21 海の日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 8 August

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
		← スパイラル8月号配布 →			スパイラル10月号 くみかつ 企画書提出	
10	11 山の日	12	13	14	15	16
		← 8月度エリア協議会 →				
17	18	19	20	21	22	23
	スパイラル8月号 応募者確定					
24 31	25	26	27	28	29	30

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 9 September

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5 スパイラル11月号 くみかつ 企画書提出	6
9/1～9/30 コープしが びわこ・たいせつ月間			← スパイラル9月号配布 →			
7	8	9	10	11	12	13
			← 9月度エリア協議会 →			
14	15 敬老の日 上期 交通費・通信費 申請締切 スパイラル9月号 応募者確定	16 組合員 活動委員会	17	18	19	20
21	22	23 秋分の日	24	25	26	27 びわ湖清掃 ウォーク
28	29	30				

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 10 October

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 スパイラル12月号 くみかつ 企画書提出	4
			← スパイラル10月号配布 →			
5	6	7	8	9	10	11
			← 10月度エリア協議会 →			
12	13 スポーツの日 スパイラル10月号 応募者確定	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24 上期 交通費・通信費 □座振込 下期活動手当 □座振込	25
26	27	28	29	30	31	

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

インデックス

生協ってなに？

運営のしくみ

総代の役割

組合員活動

資料編

マンスリー

インデックス

生協ってなに？

運営のしくみ

総代の役割

組合員活動

資料編

マンスリー

2025 11 November

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 文化の日	3 振替休日	4	5	6	7 スパイラル1月号 くみかつ 企画書提出	8
← スパイラル11月号配布 →						
9	10	11	12	13	14	15
← 11月度エリア協議会 →						
16	17 スパイラル11月号 応募者確定	18 組合員 活動委員会	19	20	21	22
23 勤労感謝の日 30	24 振替休日	25	26	27	28	29

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2025 12 December

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5 スパイラル2月号 くみかつ 企画書提出	6
← スパイラル12月号配布 →						
7	8	9	10	11	12	13
← 12月度エリア協議会 →						
14	15 スパイラル12月号 応募者確定	16 組合員 活動委員会	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

インデックス

生協ってなに？

運営のしくみ

総代の役割

組合員活動

資料編

マンスリー

インデックス

生協ってなに？

運営のしくみ

総代の役割

組合員活動

資料編

マンスリー

2026 1 January

日	月	火	水	木	金	土
				1 元旦	2	3
4	5	6	7	8	9 スパイラル3月号 くみかつ 企画書提出	10
	← スパイラル1月号配布 →					
11	12 成人の日	13	14	15	16	17
	← 1月度エリア協議会 →					
18	19 スパイラル1月号 応募者確定	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2026 2 February

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6 スパイラル4月号 くみかつ 企画書提出	7
	← スパイラル2月号配布 →					
8	9	10	11 建国記念の日	12	13	14
	← 2月度エリア協議会 →					
15	16 スパイラル2月号 応募者確定	17 組合員 活動委員会	18	19	20	21
22	23 天皇誕生日	24	25	26	27	

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2026 3 March

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6 スパイラル5月号 くみかつ 企画書提出	7
	← スパイラル3月号配布 →					
8	9	10	11	12	13	14
	← 3月度エリア協議会 →					
					下期 交通費・通信費 申請締切	
15	16 スパイラル3月号 応募者確定	17	18	19	20 春分の日	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

2026 4 April

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
	← スパイラル4月号配布 →					
5	6	7	8	9	10	11
	← 4月度エリア協議会 →					
12	13 スパイラル4月号 応募者確定	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24 下期 交通費・通信費 口座振込	25
26	27	28	29 昭和の日	30		

※スパイラル発行スケジュール108ページ参照

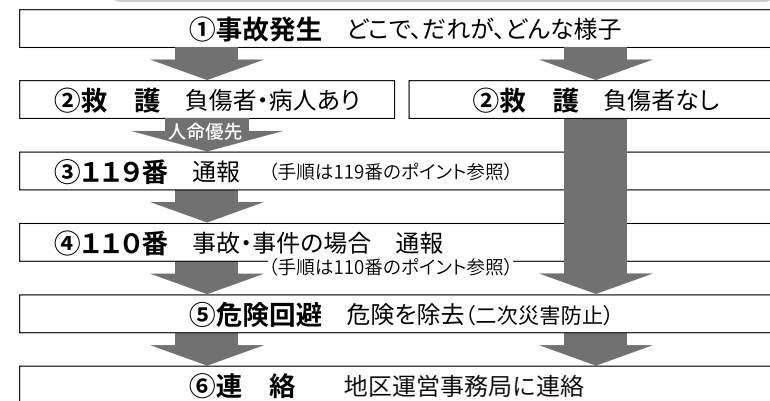
事故・災害 発生時の対応マニュアル【組合員活動用】

組合員活動で、事故が発生した場合や、けが人、病人が発生した場合は必ず地区運営事務局に連絡を入れましょう。

緊急時を除き基本は地区運営事務局の指示を仰いで下さい。(これぐらいたったら大丈夫との判断はしないで下さい)

事故・けが人発生!! 最初のこと

まず深呼吸～落ち着いて行動しましょう



※災害時は、イベント会場など施設管理者の指示や協力を仰ぎましょう!

通報は
あわてず早く
正確に

110番・119番通報のポイント

携帯電話の場合、携帯電話からです...と告げる
通話終了後も電源は入れておくこと(問い合わせ等入る事もあるため)
※必要事項を問いつけられるので落ち着いて答えましょう

事件・事故など 110番	事件ですか、事故ですか？	見たままを話す
	いつですか？	「〇〇分前です」など
	どこでありましたか？	場所は・・・、目標物は・・・
火事・けが人など 119番	お名前と電話番号は？	〇〇です。〇〇番です。
	火事ですか、救急ですか？	火事です。救急です。
	住所(場所)はどこですか？	住所又は、〇〇号線〇〇交差点など
	どうしましたか？	「はさまれている」など内容を具体的に
	お名前と今使用の電話番号は？	〇〇です。〇〇番です。

■救急車が来るまでの応急処置(人命優先)

- ☐意識は？ 負傷者に話しかける
☐出血は？ ハンカチなどで止血する
☐呼吸は？ 胸の動き、自分の頬を負傷者の口や鼻に近づけて確認
☐おう吐は？ 口腔内に異物やおう吐物がないか確認

☆注意事項

- 1.意識不明、おう吐している負傷者を寝かせるときは横向きに寝かせる。
 2.頭部などを損傷している負傷者や手足の動かない負傷者には、骨折のおそれがあるため、むやみに動かさない。

西地区運営事務局:0120-861-952 南地区運営事務局:0120-183-599
 東地区運営事務局:0120-863-952 北地区運営事務局:0120-864-952

※土曜日、日曜日で地区運営事務局に連絡がつかない場合は、コープしが代表番号077-586-1112まで

2025年度
スパイラル くみかつしょう。
発行スケジュール

発行号	企画書提出 (金)	確認エリア協議会 開催週(月～金)	配布(月～金)	回収(月～金)	応募者 確定 (月曜日午後)	行事開催 可能日 (人数集約不要 の場合)	行事開催 可能日 (抽選あり・ 託児あり場合)
4月号	2/7(金)	2/10(月)～2/14(金)	3/31(月)～4/4(金)	4/7(月)～4/11(金)	4/14(月)	4/14(月)以降	4/21(月)以降
5月号	3/7(金)	3/10(月)～3/14(金)	5/5(月)～5/9(金)	5/12(月)～5/16(金)	5/19(月)	5/19(月)以降	5/26(月)以降
6月号	4/4(金)	4/7(月)～4/11(金)	6/2(月)～6/6(金)	6/9(月)～6/13(金)	6/16(月)	6/16(月)以降	6/23(月)以降
7月号	5/9(金)	5/12(月)～5/16(金)	6/30(月)～7/4(金)	7/7(月)～7/11(金)	7/14(月)	7/14(月)以降	7/21(月)以降
8月号	6/6(金)	6/9(月)～6/13(金)	8/4(月)～8/8(金)	8/11(月)～8/15(金)	8/18(月)	8/18(月)以降	8/25(月)以降
9月号	7/4(金)	7/7(月)～7/11(金)	9/1(月)～9/5(金)	9/8(月)～9/12(金)	9/15(月)	9/15(月)以降	9/22(月)以降
10月号	8/8(金)	8/11(月)～8/15(金)	9/29(月)～10/3(金)	10/6(月)～10/10(金)	10/13(月)	10/13(月)以降	10/20(月)以降
11月号	9/5(金)	9/8(月)～9/12(金)	11/3(月)～11/7(金)	11/10(月)～11/14(金)	11/17(月)	11/17(月)以降	11/24(月)以降
12月号	10/3(金)	10/6(月)～10/10(金)	12/1(月)～12/5(金)	12/8(月)～12/12(金)	12/15(月)	12/15(月)以降	12/22(月)以降
1月号	11/7(金)	11/10(月)～11/14(金)	1/5(月)～1/9(金)	1/12(月)～1/16(金)	1/19(月)	1/19(月)以降	1/26(月)以降
2月号	12/5(金)	12/8(月)～12/12(金)	2/2(月)～2/6(金)	2/9(月)～2/13(金)	2/16(月)	2/16(月)以降	2/23(月)以降
3月号	1/9(金)	1/12(月)～1/16(金)	3/2(月)～3/6(金)	3/9(月)～3/13(金)	3/16(月)	3/16(月)以降	3/23(月)以降

※12月号、1月号のスケジュールは未確定

Memo

インデックス

生協ってなに？

運営のしくみ

総代の役割

組合員活動

資料編

マンスリー

Memo

インデックス

生協ってなに？

運営のしくみ

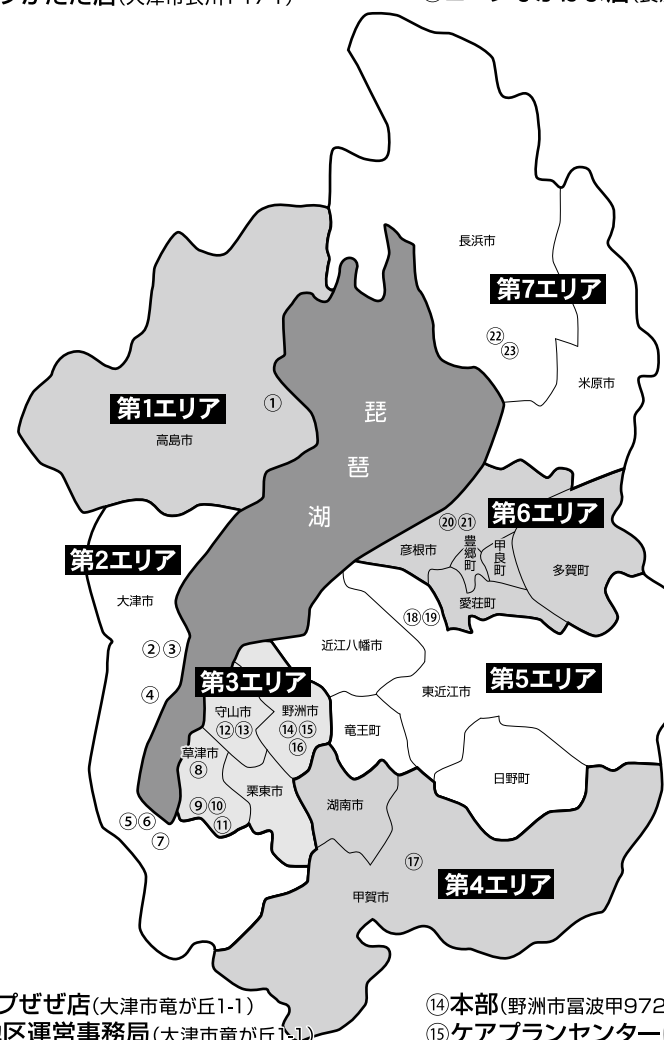
総代の役割

組合員活動

資料編

マンスリー

①高島センター(高島市新旭町新庄799)
②北大津センター(大津市真野5-33-25)
③ゆめふうせん(大津市真野5-33-25)
④コープかたた店(大津市衣川1-17-1)
⑤彦根センター(彦根市竹ヶ鼻町224-1)
⑥北地区運営事務局(彦根市竹ヶ鼻町224-1)
⑦長浜センター(長浜市西上坂町1020-1)
⑧コープながはま店(長浜市宮司町1200番地)



- ⑤ **コープぜぜ店**(大津市竜が丘1-1)
- ⑥ **西地区運営事務局**(大津市竜が丘1-1)
- ⑦ **中央大津センター**(大津市国分2-226-22)
- ⑧ **草津センター**(草津市上寺町可掬281-1)
- ⑨ **草津事務所**(草津市西草津2丁目1-1)
- ⑩ **南地区運営事務局**(草津市西草津2丁目1-1)
- ⑪ **南草津センター**(草津市笠山5丁目3-50)
- ⑫ **コープもりやま店**(守山市勝部3丁目15-30)
- ⑬ **ヘルパーステーションぽこ守山**
(守山市守山4丁目7-20辻田ビル1階)
- ⑭ **本部**(野洲市富波甲972)
- ⑮ **ケアプランセンターぽこ野洲**
(野洲市富波甲972)
- ⑯ **ヘルパーステーションぽこ野洲**
(野洲市富波甲972)
- ⑰ **甲南センター**(甲賀市甲南町市原303-6)
- ⑱ **東近江センター**
(東近江市五個荘清水鼻町153-6)
- ㉑ **東地区運営事務局**
(東近江市五個荘清水鼻町153-6)